

福島県労働委員会年報
80周年特別編

目次

会長挨拶

「労働委員会創設80周年を迎えて」	会長 榎 裕康	1
-------------------	---------	---

第1章 記念特集

第1節 随 想

「労働委員会での研修」	元会長 平石 典生	7
「福島県労働委員会80周年に寄せて」	元労働者委員 坂路 芳知	9
「労働委員会での学びが私の再出発点」	元使用者委員 穴澤 耕二	11

第2節 特別インタビュー

東京大学名誉教授 菅野 和夫先生（聞き手 榎 裕康会長）	13
------------------------------	----

第2章 福島県労働委員会の軌跡

第1節 審査事件の概要	29
第2節 集団的労使関係調整事件の概要	33
第3節 個別的労使関係調整事件の取扱状況	41
第4節 労働相談の取扱状況	51
第5節 東日本大震災と労働委員会	59
第6節 新型コロナウイルス感染症と労働委員会	65

[資料編]

1 歴代会長・会長代理名簿	73
2 期別歴代委員名簿	75
3 歴代事務局長名簿	101

労働委員会創設 80 周年を迎えて

福島県労働委員会会長 榎 裕 康

(公益委員 平成 28 年 6 月 20 日～)

(会 長 令和 6 年 6 月 25 日～)

福島県労働委員会は今年で創設 80 周年を迎えます。

この記念すべき年を迎えることができましたのは、歴代の委員及び事務局職員の皆様のたゆまぬ努力、そして労働者、使用者をはじめ関係各位の長年にわたるご理解とご協力の賜物であり、ここに深く敬意と感謝の意を表します。

労働委員会制度は、戦後間もない時期に創設され、労働基本権の保障と公正な労使関係の確立を目的として歩みを重ねてきたものであり、福島県労働委員会においても、不当労働行為審査、あっせん・調停・仲裁といった職務を通じ、労使間の紛争を適切に解決し、福島県内における雇用と労使関係の安定に寄与することを使命として活動してきました。

ところで、この 80 年の間、社会経済情勢は大きく変化し、産業構造の転換、雇用形態の多様化、働き方の変容など、労使関係を取り巻く環境はますます複雑化しております。

特に、直近の 10 年間においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うテレワークの急速な普及、働き方改革に伴う時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇取得の義務化、同一労働同一賃金の進展、AI の進化やデジタル技術の発展に伴う業務内容や働き方の変化、少子高齢化による労働人口の減少に伴う人手不足の深刻化など、旧来の感覚では到底対応ができないほど目まぐるしく変化している状況です。

さらには、働き方改革に対して働きたい改革という概念が提唱されたり、長時間労働やハラスメントがなく働きやすい一方で仕事のやりがいや成長機会が乏しい企業のことをパープル企業と揶揄する言葉さえできるなど、揺り戻しの動きもみられるところであります。

そして、このような労使関係を取り巻く大きな変化に、福島県労働委員会としても対応していく必要があります。

もともと、労働委員会制度において、当初の 40 年間は、不当労働行為にかかる裁定等の労使間の集団的な紛争の解決が基本となっております。

しかし、組合間競合の減少、労働組合組織率の低下、雇用環境の変化による労働条件とそれに伴う紛争の個別化などによって、かかる基本的な制度が後景に退いていく中で、個別労働紛争処理のサービスが開始され、労働委員会制度の機能が当初に比べ相当程度変化してきたもの

であり、福島県労働委員会もこれと軌を一にしてきたものであります。

私は、かかる流れについて、労働委員会制度が主たる目的と位置付けていた「判定機能」の重視から、副次的なものと位置づけられていた「調整機能」の重視という変化であると考えておりますが、前述の労使関係を取り巻く大きな変化に対応するためには、さらに変化をし、労働委員会制度にかかるもう一つの機能である「予防機能」を重視していくことが必要なのではないかと考えます。

私自身、普段は弁護士であり、既に起きた紛争の解決を主たる業務としておりますが、依頼者にとって最善なのは、そもそも紛争が起きず、または、紛争が起きてもスムーズに解決できる事前の取り決めがあることだと考えます。そして、これが、いわゆる「予防法務」というものです。

当然、労使間においても、紛争が起きた後の解決も重要ではあるものの、そもそも紛争が起きないことが最善であることは同様です。

福島県労働委員会においても、かかる「予防機能」を果たし、労使間の紛争を未然に防ぐために、従前から、高校生、大学生、職業訓練生といった社会に出る前の若者に必要な労働法の知識を取得してもらうために、これらの方々を対象としたワークルール出前講座を実施し、好評を博してきました。

また、最近では、福島県内の企業等向けにハラスメント防止出前講座の実施も開始したところ、こちらも大変好評で、実施枠が不足し、YouTubeによるオンライン講義の対応をするほどであります。

もとより、「予防機能」については、これを十分に果たした場合、そもそも労使紛争が発生せず、または、減少することから、労働委員会としてもどれだけの成果があったかが良くわからないものであります。

しかし、これら出前講義を通じて、これから社会に旅立とうとする若者に対し、ブラック企業に入ってしまった場合の対処の仕方を伝えたり、既に社会において働いている方々に対し、ハラスメントをした場合のリスクを伝えることにより、少なくない数の紛争を予防できていることは明らかであります。

この点、80周年を記念して、福島県出身で中央労働委員会の会長をお務めになられた菅野和夫先生にインタビューをさせていただきました。

この際、福島県労働委員会において各種出前講座を行っていることをお伝えしたところ、一般の方の法律的な知識が非常に不足していると感じていることを述べられるとともに、とても良い取り組みであると高く評価をして下さいました。「予防機能」という言葉をお使いになった

わけではありませんが、労働法の大家であり、実際に東京都労働委員会及び中央労働委員会の会長として最前線で活動をしてこられた菅野和夫先生においても、予防的な観点が大切であるとお考えになっているものと感じました。

また、菅野和夫先生は、このような取り組みにより、労働委員会が、街の中で、働く人たちに接して、何が必要になっているのかを肌で感じるような活動をしないといけないとも述べられました。

労働そのものや労使関係を取り巻く環境の変化に対し、労働委員会は、これまで以上に柔軟に対応していく必要があります。

そのような中で、我々労働委員は、実際の不当労働行為の審査や、あっせん・調停・仲裁などの従来からの職務に加え、前述した出前講義等の活動も積極的に行い、菅野和夫先生がおっしゃる「街の人」と接して、その変化を敏感に感じ取って、これを労働委員会の活動に還元することが必要だと考えます。

今後とも、福島県労働委員会が公労使の三者構成の特長を活かしつつ、社会の変化に即して、その「判定機能」、「調整機能」及び「予防機能」を十全に果たして、健全な労使関係の構築に貢献していけることを心より祈念し、創設80周年にあたってのご挨拶といたします。

第 1 章 記念特集

第 1 節 随想

第 2 節 特別インタビュー

第1節 随想

労働委員会での研修

元会長 平石 典生

(公益委員 平成24年6月20日～令和4年6月19日)

(会長 平成30年6月24日～令和4年6月19日)

私は、平成24年6月20日、公益委員に任命された。最初に公益委員就任の打診を受けたのは、当時の会長であった本田哲夫先生からであった。その時は、公益委員に就任するかどうかが迷いがあった。というのも、その当時既に弁護士として17年余りの経験はあったものの、労働事件の経験は少なく、特に不当労働行為等の集団的労働事件を取り扱ったことはなかったからである。

しかしながら、本田先生から熱心にお誘いをいただいたことから、思い切ってお引き受けすることとした。それでも、内心は不安であったが、最初の総会に出席した際に、本田先生の後任の会長となられた新開文雄先生から、労働委員会で労働事件を勉強させてもらえると思えばよいと言われたことで、少し気が楽になった。

実際のところ、労働委員会では、毎月の総会を始め様々な研修の機会をいただいた。特に記憶に残っているのは、公益委員に任命されて間もない平成24年9月に参加した東京の中央労働委員会での研修である。初日には、労働法の大家であり、当時の中央労働委員会会長であった菅野和夫先生の講演を聴くことができた。2日目は、午前中に審査実務と和解実務の事例研究に参加し、午後は判例の事例研究に関する講義を受けた。

この研修を受講しただけで急に労働法に関する知識や経験が大幅に向上したわけではないし、詳しい内容は忘れてしまったが、非常に刺激を受け、労働法に対する興味・関心が高まり、公益委員としての職務に対する意欲が高まったことを覚えている。

その後も、中央労働委員会での研修に何度か参加させていただいたほか、地方で開催される労使関係セミナーにも何度か出席した。こちらにも、中央労働委員会等の委員を務めている大学教授等の専門家から、その時々労働法の重要なテーマについて解

説していただき、非常に勉強になった。

さらに、北海道及び東北6県労働委員会連絡協議会の総会や研修会でも、様々な研修の機会に恵まれた。特に、公益委員に就任後間もない平成24年10月に福島県で開催された総会では、いきなり分科会の進行役を担当することとなり、事前に提出された各道県の委員の意見を整理して分科会当日の進行を検討したり、分科会当日は参加委員から出された意見を短時間で整理して結果発表の原稿を作成したりと、非常に困難な作業ではあったが、各委員からの示唆に富む意見を伺うことができ、非常に貴重な経験をさせていただいた。

そのようにして労働法を勉強させていただけなかったら、任期中に担当させていただいた不当労働行為事件や個別労働紛争事件の処理は覚束なかったであろうと思われる。そして、公益委員を退任した後も、労働委員会での研修や事件処理を通じて経験したことが弁護士としての実務に非常に役立っている。また、公益委員を退任した後も、中央労働委員会のサイトを通じて、労使関係セミナーの講演を視聴したり、資料を入手したりして、実務の参考にさせていただいている。

10年間お世話になった福島県労働委員会には心より感謝申し上げるとともに、創設80周年を機に今後ますます労使関係の健全な発展のためにご尽力いただきたいと願っている。

福島県労働委員会 80 周年に寄せて

元労働者委員 坂路 芳知

(労働者委員 平成 28 年 6 月 20 日～令和 4 年 6 月 19 日)

福島県労働委員会に於いて、私がお役に立ったのか、非常に疑問の残る所であり、80 周年記念寄稿文の依頼を受け私でいいのか？大変戸惑っています。しかし、たつての依頼ですので、何とか重い腰を上げ筆を執りました。

労働委員を退任してから当時を振り返ると大変緊張して、総会、個別紛争あっせん等に足を運んだことを鮮明に記憶しています。

現在でも大した知識ありませんが、当時は労働委員会の組織役割、労働法の詳細は勿論、解釈などともない。今まで遠い世界の大学教授、弁護士、社労士各先生方、同じ会議、総会に同席しているだけで緊張していました。私の得意でない、いや、嫌いな世界に、私が労働者代表でいること自体が、労働委員会に迷惑が掛かる、正直そう思っていました。亡き母がいていた様に勉強しろ！の言葉が身に染みて、胃が締め付けられつつ、自治会館での総会等に参加していました。

任期後半からは、労側幹事の UA ゼンセン鈴木さんの勇退に伴い指名され、本当に『五里霧中』の中での幹事でした。労側幹事会、盛岡、仙台等会議に参加した記憶が名刺交換すると各県の連合会長、事務局長の錚々たるメンバーの中で非常に緊張して会議に臨み、福島の代表としてあやしい所もありましたが、何とか、電力の大槻さんにバトンを渡せました。

労働委員会の苦行の様な活動と並行して、『出前講座』は、大変有意義な時間でした。私は県内の高校に出向き、ワークルールの講義を行いました。職員の方々にも助けられ、充実した時間でした。基本的なルールに加えて、工場での労働災害の生々しい実態や、パワハラ、セクハラ、メンタル等、実体験をベースに講話して質問が出る講座を心掛け、分かりやすさ第一で行いました。後ほどのアンケートでは福島訛りが聞きやすい等の意見が寄せられ、福島県人として誇りに思いました。

一番強調したのは、『自分の命を守る。』講話でした。在任中、株式会社電通の『高橋まつりさん』の長時間労働による過労自殺が、社会問題化していて、タイムリーな話題として講話を行いました。

仕事、人生に躓いたら一呼吸入れて、親、友達、先生、上司、労働組合等に相談してください。公的なところでは、労働委員会が有りますから、電話してください。

『ケガしない、こころも元気に何か心配事があれば相談。悩まない。』

取り留めのない話をした記憶がありますが、私の話が子供たちに響いていればいいのですが。

一緒に講座で段取りして頂いた職員の方からは、『命の授業』をお願いしますといわれたのが、非常に心に残っています。任期を全う出来たのは、職員の方々の力添えの賜物です。御礼申し上げ筆をおきます。

『私の人生の中でスパイスの効いた『ピリッ』とした時間を有り難うございました。』

労働委員会での学びが私の再出発点

～ 創設 80 周年、誠におめでとうございます ～

元使用者委員 穴澤 耕二

(使用者委員 平成 26 年 6 月 20 日～令和 6 年 6 月 19 日)

1. 平櫛田中氏のことば

国立劇場のロビーに展示されている鏡獅子（改修中につき里帰り中）。ご存知の方も多いでしょうが、この見事な彫刻の作者は平櫛田中（ひらぐし でんちゅう）氏。107 歳の天寿を全うしてこの世を去られたが、百歳を過ぎても現役を貫かれた平櫛翁は『60、70 は鼻たれ小僧、男盛りは百から百から』と心に響く言葉を残された。

福島県労働委員会委員を務めたご褒美に全国 8 名の一人として令和 6 年秋の叙勲（旭日双光章）を受章し、わが身に過ぎたる荣誉となった。

天皇陛下から皇居宮殿・豊明殿で賜ったお言葉「…これまでのご尽力に感謝します。これからも精進ねがいます…」が赤々と蘇ります。巷では叙勲を賜れば人生一丁あがりと言われているらしいが、平櫛翁の言葉で 72 のわが人生は卒業ではなく、男盛りをめざし、世のためご縁をいただいた人のために何かしらお役に立つことに注力しようと思いました。そういった意味で、労働委員会の 10 年間は各労働委員はじめ常に地道な努力の事務局の皆さんに改めて満腔の感謝を申しあげたい。

2. 県労働委員と労働審判員を同時担う異色人

日本経団連は最高裁から、労働審判員は公平中立な立場で参画するものとされている制度の趣旨に照らして労働委員との兼務は望ましいものではなく、できる限り避けてほしい、兼務者は必要最低限数にとどめてほしい旨の申し入れを受けていた。従って、この一文を遵守しながら、私は平成 18 年 2 月から令和 4 年 3 月まで 16 年 2 ヶ月間、会津若松から福島地方裁判所に出向き労働審判委員会 3 名のうちの一人として務めた東北 6 県でも唯一の長勤者（レジェンド）でもあるようです。（笑）

3. 思い出の個別的労使紛争調整解決事件

今から 10 年ほどの昔の話（平成 26 年度個別調整第〇号事件）で恐縮です。労働委員はピカピカの 1 年生でしたが、労働審判員は 10 年選手で労使紛争事件を早期解決し、裁判官や書記官から奇人変人として一定の評価を得ていた時代でした。

その事件。公益は公認会計士と弁護士、労側は電気連合支部書記長、使側は私こと会津地区経営者協会専務理事の調整員 4 名の構成。当時のイケメン事務局長曰く、「穴

澤委員！ 何としても本事件は今日中に解決しましょう！ ポイントは使用者側をいかに説得するかにかかっていますよ。」

4. デフォルメした事件概要

労働者がメンタルダウンした中で会社側はやむなく普通解雇したが、その後にパワハラ労災申請が認められ、紛争は複雑化した。手続き上、会社側は 100%悪くはなかったが、小さな瑕疵（かし）はあった。労働局の紛争調整委員会では不調に終わった経緯もあった。本人は退職金の受取りを拒否したため、約 255 万円は東京法務局に預託された。社員資格の回復と退職金上積み等の要求を踏まえて、結果として解決金は 700 万円にもなったため会社側は異例の 445 万円が特別出費となった。

個別交渉の中で会社側の人事課長が労働者の回復のために精一杯努め、個別交渉の中で「ずっと眠れなかった」と吐露したごとく解決金額に一時は委員の私を罵倒する一面もあったが、本件解決には管理者としての立場からではなく経営者の立場から対応することが勘所と思い、何としても労働審判（裁判所）に行かないように鋭意努めた。

ちなみに労働審判（裁判所）では弁護士着手金や和解での成功報酬など相当の費用と時間がかかるのに対し、労働委員会では代理人弁護士を立てることなく公・労・使による個別労使紛争の解決機関として、当日中に、双方合意にこぎつけるメリットを強調したい。本件も事務局長の熱い思いに呼応して 17 時 35 分に和解調書にサインをいただいた。

5. 日本一の福島県労働委員会！？

現在、福島県労働委員会は榎 裕康会長はじめ公・労・使 15 名と長根由里子事務局長はじめ職員 11 名構成で福島県の個別労使紛争の解決機関としてご活躍いただいていることに、改めて敬意と感謝を申しあげたいと思います。

私は恥ずかしながら 46 都道府県の活躍ぶりを知りません。確かに年間数百件（福島県はじめ東北六県はヒト桁事件数）もの事件を処理し全国ナンバーワンと称される都労委をはじめ全国各地で活躍している労働委員会があることは聞き及んでいます、詳しく実態を勉強していません。

従って、私の約 50 年の人事労務の仕事に携わった人生を振り返ると、わが福島県労働委員会しか知らない愚者ゆえ、福島県は正しく“日本一”と言っても過言ではないでしょうか？

末筆ながら、80 周年というお祝いに免じて、齢 72 のつぶやきを吐露して筆を擱かせていただく非礼を何卒ご寛恕願います。

(2026 年元旦早朝 4 時に記す)

第2節 特別インタビュー

東京大学名誉教授 菅野 和夫先生
(聞き手 榎 裕康会長)

——労働委員会の委員をやれるというのは非常に貴重な機会ですよね。世の中の実際の紛争とか、人々の実際の悩みとかと接して、それらをなんとか治めてみるという——
(インタビューより)

労働委員会制度は、戦後初期から、労働委員会という行政組織の中で、立場を異にする公労使の各委員が共同して労働紛争の解決に当たるという、産学官連携の考え方が、自然体かつ効果的に機能している稀有な制度です。

本県二本松市御出身の菅野和夫先生は、東京大学で労働法に関する教鞭を執られながら、東京都労働委員会や中央労働委員会において20年以上に渡り公益委員を務められ、その間に、中央労働委員会の部会長や会長を歴任されるなど、長きに渡り、この労働委員会制度の最前線で中心的役割を担ってこられました。

そこで、労働委員会制度が発足してから80周年、福島県の県政150周年、東日本大震災から15年の節目の年、菅野先生に、故郷への想いや労働委員会の歴史、そして将来の労働委員会に求められる役割などについて、榎裕康会長がお話を伺いました。

1 福島県との御縁について

榎会長（以下、敬称略）

本日は、当方からのインタビューのお願いに、御快諾いただき、誠にありがとうございます。

早速ですが、お話を伺いたいと思います。

まず、先生と福島県との御縁ということで、先生は東京でお生まれになって、生後間もなく、お父様の故郷の二本松市に疎開され、高校を卒業されるまでお過ごしになられたと聞いております。

二本松での子供時代の思い出や印象に残っていることなどあれば、教えていただけますか。

菅野先生（以下、敬称略）

二本松は、まさしく、私のふるさとという感じですね。城下町で、駅から二本松城址に登っていく坂の途中に住んでいて、小学校は二本松小学校、中学校は二本松中学校です。中学校の近くにお城があって、戒石銘（旧二本松藩戒石銘之碑）があって、子供時代の様々な思い出があります。

今も落ち着いた城下町の佇まいがあって、とても綺麗に整備されていますね。

春にはお城の跡の山いっばいに桜が満開になり、秋には提灯祭りと菊人形がある、故郷としてはとても良い町だと思います。

榎

二本松というと、昔からのお菓子屋さんや家具屋さんなどが多くて、本当に城下町といった感じですね。先生が過ごしていらっしゃる頃は、雪も多かったり、冬は寒さが厳しかったでしょうか。

菅野

はい。冬はしんどかったですよ。雪もかなり降ったし、東北の寒さっていうのは、洗濯物を干したらバリバリに凍ってしまったりね。今のように暖房もなかったし。

高校で通った福島市は、夏はもっと暑くて、冬はもっと寒くてね。そこに3年間通って、病気しなかったら大したもんだってね（笑）。

榎

そうでしたら、高校時代の思い出などもお聞かせいただけますか。

菅野

福島高校（福島県立福島高等学校）には、私は二本松中学校から学区外で入りました。二本松は田舎町だから、中学までの勉強ものんびりしたところがありました。福高に入学したときは、周りの生徒から1学年くらい遅れているような感じで、一生懸命ついていったという感じでした。

高校に通うのも列車（現JR東北本線）で40分、50分かかりました。列車の本数も少なく、単線だったんじゃないかな。

そういう中で一生懸命勉強して、周りに追いついて、暑い中、寒い中、高校に通って勉強しているうちに、3年間あっという間に過ぎてしまいましたね。

高校の先生方は立派な先生だったと思いますし、そこでの教育には感謝しています。

2 労働委員会での御経験について

榎

続いて、労働委員会での御経験について、お伺いしたいと思います。

大学で教鞭を執られながら、長らく労働委員会の活動に関わってこられました。労働委員会の果たすべき役割や強みについては、どのようにお考えでしょうか。

菅野

私の先生（石川吉右衛門東京大学名誉教授）が、東京都労働委員会、それから中労委と、長く公益委員をやられていました。石川先生は30歳くらいから労働委員会の仕事をされていたんですが、先生からは、「40歳になるまでは労働委員会には入るな」と言われてね。自分の考え方ができてないうちに入ってしまうと、訳が分からなくなると。「理論的なバックボーンを作ってから入りなさい」というように言われて、それで40歳になって東京都労働委員会に入りました。

都労委での仕事は、とても良い経験になりました。

私が都労委に入った頃は、ちょうど少数組合事件の盛んな時期で、それまで大企業の中で勢力が強かった戦闘的組合が少数組合化する一方で、会社に協力的な多数組合ができて、その少数組合の組合員が会社から査定差別を受けたわけです。

それら組合員は、毎年の昇給や賞与の査定が低いから、それらがだんだん積み重なって相当な差になっていくのですね。それら低査定が昇進、昇格、ボーナス、そういったものに全て影響して、その少数組合員達が労働委員会に大量の救済申立てをしてきました。

それらは、集団的な事件ですから、当事者の数も多いので、差別の認定が大変なんです。証人尋問を延々行って、その証言からやっと差別を認定すると、必ず会社側から再審査申立てがあつて、争いは延々と中労委そして行訴で、最高裁まで続きます。そういう事件が毎年毎年申立てられて、事件が溜まって行って、それらで労働委員会がパンクしてしまっているような状況でした。

都労委ではそういった事件が多かったのですが、その中の1つの事件について、私が都労委をやめるくらいのタイミングで、当事者に対して「和解をしませんか」と提案したのです。それら当事者間では、それまで多数の事件が最高裁まで行って、色々な判例になっていましたから、こんなことをいつまで続けるんですかという問いかけをしたら、「それなら話し合いをしてみましよう」となりました。

そこからあつせん事件に切り替えて、和解まで毎週1回ずつ1年近く話し合つて、こんなに厚い（2、3cm）和解条項を、組合事務所、色々な差別、等々、様々な和解の項目の全部について和解案をまとめ、調印してもらいました。

それが非常に思い出に残っていますね。

榎

和解条項だけで、そんなに分厚いんですか。

菅野

そうです。10年分くらいの毎年の給料からボーナスまで全てに渡って差別を主張していましたから、和解条項もそうなるんですよ。

都労委をやめた後しばらく休んで、中央労働委員会に入ったのですが、中労委では任期の途中に司法制度改革があって、その中に労組法改正も組み込まれていました。それで、中労委が三部会制になって、滞留している事件をどんどん片付けていった、そういう時代でした。

榎

中労委では、会長もお務めになりましたね。

菅野

中労委において滞留している事件の処理が、司法改革の一環の労組法改正の効果で一段落した頃に、会長となりました。そのころは労委全体での事件の減少が関心事となっていましたので、私の会長時代には、労働委員会の活性化プロジェクトというのを呼びかけて、「今の時代において労働委員会の果たすべき役割は何でしょうか」と、全労委の方々に協議してもらいました。

あの頃、個別紛争に活路を見出した労委がいくつかありまして、鳥取とか徳島だったと思いますが、そういった県が中心になって、まずは増加傾向にある個別紛争でも労働委員会が一定の役割を果たそうということになりました。

他方、不当労働事件では、「処理の迅速化をしましょう」ということになりました。「1件につき1年くらいで決めましょう」と。

それから、命令の適正化ですね。行政訴訟は大体が中労委に来るので、これは主には中労委の課題だったのですが、端的には行政訴訟で負けないような命令書を書くという課題でした。

命令書においてきちんと証拠と照合し表示して、論理もしっかり書くという方針を徹底しましたところ、中労委の命令は、行政訴訟でほとんど負けなくなりました。また行政訴訟の中には、労働者性の如何といった大きな論点があって、それについての中労委の考え方が下級審の考え方と違っていたのですが、それらについても、最高裁で下級審の判決をひっくり返して中労委の考え方を認めてもらったりしたこともありました。これらはとても思い出深いですね。

また、中労委では、裁判所と検察庁から3名の法曹資格者に各自3、4年ずつ来てもらうという制度を作って、その人達が随分戦力になってくれました。

以上の努力が実って、中労委の行訴で中労委の命令が取消されなくなったというのが、実際上の大きな要因だと思います。以上の中労委の改革を私の前の山口浩一郎会長と私の2人でやりました。

榎

都労委時代と中労委時代というのは、やはり別物という感じでしたか。

菅野

別物でしたね。

都労委時代は右も左も分からない若手学者でしたから、労使委員に色々と教えてもらいました。戦後の労使関係で鍛えられた海千山千の労務担当者や生粋の労働運動闘士とかが委員になっていましたから、そういう人達に教えられましたね。

意外だったのは、組合側では、闘士と言われた人ほど和解に一生懸命だったことで、それが面白かったのですが、一度そのような方に「なぜ和解をするのですか」と聞きましたら、「労使関係はやはりそれが一番良いんだ」と皆さん仰って、なるほど、そういうものなんだと思いました。

榎

労使が継続的な関係だからこそ和解だということでしょうか。

お話を伺っていると、本当に昔ながらの労使紛争というような事件が多いように感じましたが、今はあまりそういう事件は見かけなくなって、合同労組の事件が多くなっていく印象です。

そして、福島では不当労の事件が極めて少ないです。その分、先生のお話にもあった個別紛争の案件は、定期的に来ますね。

個別労働紛争の解決ですと、確かに裁判所の労働審判制度も労働局のあっせんもありますが、我々の労働委員会制度では、公労使の三者構成でやれるというところが他の2つの制度とは全く違うなと思っています。

菅野

それは、本当に労働委員会の強いところですね。労働審判制度も合議体に労使が入りますが、それら労使は裁判官と同じ立場ですので、労働委員会のように当事者に対して独自に働きかけて説得することはしませんからね。

3 福島県労働委員会との御縁について

榎

次に、福島県労働委員会との御縁について、お話を伺いたいと思います。

福島県労働委員会で、平成 20 年に命令を出した吾妻自動車交通事件がありまして、この事件が中央労働委員会で平成 21 年に再審査になった際に、菅野先生に審査を担当いただきました。こちらの事件は覚えていらっしゃいますか。

菅野

よく覚えています。

これも結構大変な事件だったですね。こういう事件は、初審命令を引用して済ませたいところなのですが、労働事件は時間と共に発展します。労働事情も変わっていくし、これも偽装解散のような事件ですが、会社を解散した後も事実関係は色々と動いていました。

結局、命令を全部作り直しするようなことになって、結構苦労した覚えがありますね。

榎

私も法律的な構成などを見て、なかなか自分で書くとしたら苦労するだろうなと思いました。法人格否認とか、そういう論点も含まれていますよね。

菅野

裁判所ではないから、法人格否認という言葉は使わないけれども、実質的に、責任の構図として、なぜ前の会社の責任を解散後に別の法人へ帰属させることができるかについての論理を、命令の中で組み立てなくてははいけませんからね。

事実関係をそのような見方で組み立てなくてははいけませんでしたので、大変だったと記憶しています。

榎

やはり主たる論点としては、解散した会社と残った会社の実質的同一性、実質的関連性という点にあったということでしょうか。

菅野

そうですね。

飯坂吾妻交通でしたか、残った方の会社が吾妻交通の実質的な子会社でしたよね。親子会社として一体性があるというようなところを、一生懸命事実を探って認定した記憶がありますね。審問も何回かやりました。難しい事件でした。

榎

そう思います。

その御縁もあったかと思いますが、平成21年の11月に福島においでいただいて、委員研修会で御講話をいただいたと聞いておりますが、御記憶にありますでしょうか。

菅野

本棚にある中労委時代の記録にあたっていたら、私が研修会用に当時作ったレジュメが出てきました。

結構まじめに作ったものでした。

研修会はホテルでやったのは覚えていますね。終わった後、宴会になったりして(笑)。

4 注目すべき労働問題について

榎

続いて、注目すべき労働問題について、お聞きしたいと思います。

現在、労働基準法の見直しが議論されています。労働基準法に限らず、労働法制は日々見直しがされていると思うのですが、現時点で今後の法改正や見直し等について、注目されている分野などがありましたら、教えていただけますか。

菅野

新しい働き方が広まってきて、労働者の概念などの根源的なところが、裁判例でも問題事例として増えてきています。フリーランスのための法律もできましたけれども、紛争については、どこがどういう風に問題を引き受けるかですね。

それから、やっぱり労働の態様が多様化するのに伴って、労働時間の概念とか、それに対する規制の仕方とか、そういった点は常に問題になっています。

結局、働き方が変わってきて、技術的にもAIとか、デジタル化が進んできて、働き方全部に影響してきていると思いますね。東京などでは、コロナを契機に在宅勤務などが広がりましたが、福島でも広まっているのでしょうか。それから、退職代行業などが結構広がっていますが、福島でもありますか。

榎

顧問先から何件か相談を受けたことがあります。「退職代行業者から連絡が来たのだけれど、これは受けなくてはいけないのか」とかですね。それが通知だけの場合だったら、弁護士法違反ではないので2週間経ったら退職でいいですが、残業代がどうこうという交渉になってきたら、それは非行行為だからダメですよ。労働委員会への相談で

もたまにあるようです。

菅野

労働組合が退職代行を名乗っているところもあるんですよ。

榎

それについては、全国の会議でも組合の資格審査の対応をどうするかという話が出ています。

それから、退職代行の話でいうと、実際に労働委員会での労働相談などでもあるんですが、辞めてはいけないんだっていう風に勘違いしてしまうという傾向がありますね。

福島県の県民性なのか、優しいんですよ。

辞めるなって言われたら辞められないみたいな。

そこは違うんだよ、と教えてあげなくてはいけないなと感じています。

菅野

そういうことを含めて、一般の方に法律的な知識っていうのが非常に不足していますよね。

榎

そうですね。

福島県労働委員会では、高校生などの若者向けの出前講座を年15回くらいやっています。

菅野

それは良いことですよね。そういう時代なんですよ。

典型的な個別紛争でね、解雇とか、配置転換関係だとか、給料が減らされたとか、もうなかなか組合がやれないですから。

やはり労働委員会も街の中で、働く人たちに接して、何が必要になっているのかを肌で感じるような活動をしないといけないと思います。



榎 裕康会長

榎

それに関連したことでいうと、民間企業向けにハラスメントの出前講座も始めました。

菅野

ハラスメントとかカスハラとかの概念は、私の頃にはなかったけれど、かなり重要になりましたからね。

今、人間が弱くなっていると感じています。兄弟喧嘩とか、子供同士の近所での喧嘩なんかをしていないから（笑）。

榎

それはありそうですね。

菅野

それと、労働問題という観点でいえば、私が重要と思っているのは、いわゆる従業員代表制、労働基準法でいうところの過半数代表です。

組合の組織率が低くなって、働く人たちが多様化して、組合に入るようなイデオロギ一的なまとまりもなくなって、1つの組合にまとまるということがなかなか難しくなってきました。

一方で、企業にとっては、従業員の意見を汲み上げるとか、従業員をまとめ上げるとかという上で、従業員にどういう不満があるのかを把握したり、意見を聴くための手段がなくなってきているのです。

他方でコンプライアンスというものが重要になってきていますよね。例えば、大会社がどうしてこんなお粗末な不祥事を起こすんだという事件があるでしょう。会社がそういう不祥事を起こすと、従業員の給料やボーナスにも響くわけですよ。

だから、組合の人達にも、そういったときに「組合は何をやったの」というのです。

今は労使協議がありますから、なんで労使協議の場でそれを突き上げなかったんだと、私は思うんですね。会社のコンプライアンス違反は、結局賞与に影響しますので、労使協議の場で組合側が言ってあげなきゃいけないと思います。

そして、そういった組合が無い場合は、従業員の代表機関が会社と協議を定期的にもって、いろんな職場の問題を話し合うとか、従業員の不満や希望を伝えるという、そういうことをやってもいいと思っています。



菅野和夫先生

榎

従業員が自発的に動かなくちゃいけない部分と、でもそれを待っていたらなかなか事が動かない。じゃあ、そこに会社がどこまで関わっていいのか。

そのバランスが難しそうだなと思いますね。

菅野

経営者にとっては、経営は自由にやりたいと思うから、そんな面倒くさいと思うだろうし、変にごねられても困るから、信頼関係を作らなきゃいけないしね。でも、経営者の一存だけで色々と決めた結果、お粗末な不祥事を起こして、資本に大打撃を受けるようなことが実際に結構起きているでしょう。

榎

確かにそうですね。

菅野

例えば在宅勤務なんかの場合に、仕事をどこまで、どうやるのかという現場感覚は、なかなか会社も分からないと思うんです。

組合があれば、それを伝えることが組合の任務なのだけれども、組合がない場合は、余計に、会社がこうだと思っているようなことが全然違ったりしますから。

昔は、組合の役員になって、組合員の意向をよく把握して、それをまとめ上げて会社に伝えて、折衝して、とやっていた人達が管理職に転じて、偉くなったりしているのです。そういう人材を育てる意味もありますからね。

ですから従業員代表制を作った方がいいと、私は書いたり言ったりしています。

榎

実際、労働基準法にも、過半数代表者の問題がありますから、大事なことですね。

菅野

そういう法制になれば、過半数代表者の労働紛争っていうのがあり得るのです。会社から見て変な人が代表者になったから、辞めさせたりとか。

そういう紛争は、もう一種の集団紛争だから、労働委員会のあつせんの場合に乗せればいいと思っています。中労委の岩村会長時代に、全労委協議会の中に検討の場が設けられたことがありましたね。

榎

今の労働委員会制度の見直しの中でも、昨年の研究テーマになっていましたね。

5 今後の労働委員会に期待される役割について

榎

そうでしたら、もう今までのお話の中でも、出てはいますけれども、改めて今後の労働委員会に期待される役割についてお話いただけますか。

菅野

既に福島県労働委員会では取り組んでいるようですが、やはり街の中に出て行って、街の人々の声を聞くというのが一番大事なんじゃないでしょうか。そこからヒントを得て、今の時代の労働委員会のやれることには何かあるかと、常に考えることじゃないでしょうか。

昔、鳥取県労委の会長だった弁護士の方が、いち早く個別労働紛争というところに着目して、当時は法的な規定も何もなかった時にその相談やあっせんを始めておられましたけれども、そういうことでもしないと、世の中の変化の中で取り残されてしまう気がします。

榎

裁判所となると、一般の方からだ結構ハードルが高いと思います。労働委員会は特に費用がかかるわけでもないのに、その個別の制度は利用者さんからしても使い勝手はいいのだろうと思いますが、その存在がなかなか知られていないですね。

菅野

労働委員会は世の中を知っている労使委員がおられるということが財産だから、その方々に活躍してもらってね、やられると良いですよ。

榎

本当にそうですね。

6 労働委員会委員の後輩へのメッセージ

榎

我々も含めた労働委員会委員の後輩へ向けてのメッセージをいただけますでしょうか。

菅野

私は学者だからなのですが、学者としては労働委員会の委員をやれるというのは非常に貴重な機会ですよ。世の中の実際の紛争とか、人々の実際の悩みとかと接して、それらをなんとか治めてみるという。

治めることができない場合には、命令ということになるのですが、命令書を書くのも非常に知的な作業です。私は、労働委員会で随分いろんな勉強をさせていただきました。

榎

民法とか刑法とか憲法とかの先生方がいらっしゃると思うんですけども、労働法は、まさにいま先生がおっしゃられたように、学者さんと呼ばれる方々が、実務に携わっていらっしゃるという点で、他の法律と違いがありますね。

菅野

そうですね。他にこういう機会を持っている分野は何かあるのかな。

榎

やっぱり労働法じゃないですかね。

社会の動きを凄くスピーディーに反映させないといけないですからね。民法の改正なんかもたまに大きいのがありますが、労働法の改正のペースは全然違うと感じます。

7 福島県へのメッセージ

榎

それでは最後に、福島県の県政 150 周年、震災から 15 年という節目にあたって、故郷の福島県にメッセージをいただければと思います。

菅野

福島は本当に私の故郷ですからね。

福島市に通った 3 年間も含めて、やはりあそこで自分の基礎を培ってもらったという気持ちがあります。私の専門である労働委員会についても、これからしっかりと役割を果たしていただけたら、ありがたいです。

榎

本日は、長時間に渡り、ありがとうございました。



(日本学士院第一部長室にて 右：菅野和夫先生、左：榎裕康会長)

■人物略歴

菅野 和夫（すげの かずお）先生

昭和 18 年生まれ。昭和 41 年東京大学法学部卒業、昭和 43 年司法修習修了。東京大学法学部助手、同大助教授、教授、ハーバード・ロースクール客員教授、東京大学法学部長を歴任。現在、東京大学名誉教授、日本学士院第一部部長

令和 6 年度文化功労者

主な著書として『労働法』（弘文堂）、『争議行為と損害賠償』（東京大学出版会）他多数

第2章 福島県労働委員会の軌跡

- 第1節 審査事件の概要
- 第2節 集団的労使関係調整事件の概要
- 第3節 個別的労使関係調整事件の取扱状況
- 第4節 労働相談の取扱状況
- 第5節 東日本大震災と労働委員会
- 第6節 新型コロナウイルス感染症と労働委員会

第1節 審査事件の概要

平成28年から令和7年の10年間に、取り扱った事件の概要は次のとおりである。

1 平成30年（不）第1号福島市環境サービス協業組合事件

申立人	福島公務公共一般労働組合
被申立人	福島市環境サービス協業組合(廃棄物収集運搬業)
申立日	平成30年3月27日(労働組合法第7条第2号)
	委員調査5回、審問3回
審査委員	審査委員長 (公)平石 典生
	審査委員 (公)駒田 晋一
	参与委員 (労)鈴木 三男、高橋 由紀子、泉野 敦志、遠藤 和也
	(使)穴澤 耕二、永山 忍
終結日	令和元年11月5日 一部救済(処理日数589日)

(1) 事件の概要

本件は、申立人福島公務公共一般労働組合と被申立人福島市環境サービス協業組合との間で開催された7回の団体交渉における法人の対応が不誠実なものであり、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に当たるとして、組合から、平成30年3月27日に申立てがあった事件である。

(2) 申立ての要旨

申立人は、被申立人に対して平成26年8月13日付け要求書で、賞与の減額禁止、不当処分撤回などを要求し、その後、賃金引上げなどの項目を追加し、平成29年7月3日まで7回にわたる団体交渉を行ってきた。被申立人は、交渉の中で「人事権・裁量権は経営側にある」と一貫して労働組合の要求に応えようとせず、誠実な団体交渉を行っているとは言えない態度に終始した。

とりわけ平成29年3月13日に行われた第6回目の団体交渉で被申立人は申立人の要求する予算・決算のわかる資料を提出することを約束したにもかかわらず、平成29年7月3日に開かれた第7回目の団体交渉で、決算書等の開示は行わないとして、前回の交渉の約束を反故にするなど、全く不誠実な交渉に終始した。

以上のような被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

(3) 被申立人の主張の要旨

本件申立てを棄却するとの命令を求める。

被申立人は、平成26年9月以降、計7回の団体交渉に応じ、申立人の要求事項に対し法的観点も踏まえつつ、被申立人の見解をその根拠とともに説明するとともに、適宜資料の開示をしてきており、誠実交渉義務違反は一切ない。

申立人は、被申立人との見解の相違や要求事項を被申立人が受け入れないこと、譲歩しないことをもって誠実交渉義務違反と主張しているにすぎない。

(4) 審査経過

平成30年5月31日	第1回調査	主張・争点の整理
7月26日	第2回調査	主張・争点の整理等
9月14日	第3回調査	主張・争点の整理、和解の意向確認等
11月14日	第4回調査	和解協議等
平成31年1月25日	第5回調査	主張・争点の整理等
4月25日	第1回審問	証人尋問
令和元年7月5日	第2回審問	証人尋問
8月22日	第3回審問	最後陳述

(5) 終結状況

令和元年11月5日、当事者に命令書の写し(一部救済命令)を交付し、本事件は終結した。

命令主文の主な内容は、以下のとおりである。

- 1 被申立人福島市環境サービス協業組合は、申立人福島公務公共一般労働組合が平成29年6月2日付けで申し入れた団体交渉事項のうち次の事項及びこれらに関連する過去の団体交渉事項について、自らの見解の内容及びその根拠を具体的かつ明確に示して申立人の納得を得るよう努力するなど、誠実に団体交渉を行わなければならない。
 - (1) 決算書の提示を求めるとともに、特に人件費に係る分かりやすい資料の提示を求める(29年度における適正な定期昇給の実施及び給料表の策定など)。
 - (2) 平成29年度において、適正な定期昇給を行うこと及び給料表を策定すること。
 - (3) 平成28年度末賞与について、平成28年3月に採用されたことを根拠に給与月額額の12分の9に相当する金額を支給された従業員に対して給与1か月分の年末賞与を支給すること。
- 2 被申立人福島市環境サービス協業組合は、前項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。
- 3 第1回から第6回団体交渉のうち、26年年末賞与及び27年夏季賞与の支給に当たり給与月額額の1割及び2割の金額を減額されている従業員に係る両賞与の算定基準を明らかにすることなど以外の団体交渉についての申立ては却下する。
- 4 その余の申立ては棄却する。

なお、本件は、令和元年11月18日に被申立人から中央労働委員会へ再審査申立てがなされ、令和3年6月28日に和解で終結した。

2 平成30年(不)第2号アルファエレナ福島・アルファクラブ事件

申立人	全労連・全国一般労働組合福島一般労働組合
被申立人	アルファエレナ福島株式会社(冠婚葬祭業) アルファクラブ株式会社(冠婚葬祭業)
申立日	平成30年6月21日(労組法第7条第2号) 委員調査4回
審査委員	審査委員長 (公) 榎 裕康 審査委員 (公) 吉高 神明 参与委員 (労) 坂路 芳知、八巻 由美 (使) 星 逸朗、石山 純恵
終結日	平成31年3月27日 全部救済(処理日数280日)

(1) 事件の概要

本件は、被申立人アルファエレナ福島株式会社及び被申立人アルファクラブ株式会社が、申立人全労連・全国一般労働組合福島一般労働組合より平成30年4月11日付けで申入れのあった組合員の給与の差額の支払いや解雇撤回・雇用継続に係る団体交渉について、申入事項が裁判で係争中であることを理由に拒否したことが、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に当たるとして、組合から、平成30年6月21日に申立てがあった事件である。

(2) 申立ての要旨

被申立人らは平成30年4月11日に申立人から申入れのあった団体交渉について、申入事項が裁判で係争中であることを理由に拒否した。また、団体交渉に誠実に対応しなかった。

以上のような被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

(3) 被申立人の主張の要旨

本件申立てを棄却するとの命令を求める。

アルファクラブ株式会社は、労働組合法第7条に定める「使用者」に該当せず、当事者適格はない。

被申立人は、申立人からの団体交渉の申入れに全く応じていなかったわけではなく、平成27年10月以降、5回の団体交渉を行ってきた。また、申立人が求める交渉議題について、裁判で係争中である民事訴訟において審理の対象となっていることから、もはや「交渉」という段階にはなく、民事訴訟において、公正中立な裁判官の判断によって解決することが望ましい。

また、次回団体交渉の開催について、肯定する回答をしたのは、団体交渉を開催しないという被申立人からの回答を申立人が全く受け付けない状況であったため、やむを得なかったものであり、団体交渉を拒否する正当な理由がある。

(4) 審査経過

平成30年8月29日	第1回調査	主張・争点の整理
10月17日	第2回調査	主張・争点の整理等
12月4日	第3回調査	主張・争点の整理等
平成31年1月16日	第4回調査	主張・争点の整理等、最後陳述

(5) 終結状況

平成31年3月27日、当事者に命令書の写し(全部救済命令)を交付し、本事件は終結した。

命令主文の内容は、以下のとおりである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 被申立人アルファエレナ福島株式会社及び同アルファクラブ株式会社は、申立人全労連・全国一般労働組合福島一般労働組合が平成30年4月11日付けで申し入れた団体交渉について、裁判で係争中であることを理由に拒否してはならず、誠意をもって速やかに応じなければならない。2 被申立人アルファエレナ福島株式会社及び同アルファクラブ株式会社は、前項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。 |
|--|

なお、本事件は、平成31年4月24日に被申立人から福島地裁に救済命令取消請求の行政訴訟が提起されたが、令和元年12月17日に棄却が言い渡された。その後、被申立人は仙台高裁に控訴したが、令和2年7月29日に棄却が言い渡された。

第2節 集团的労使関係調整事件の概要

1 調整事件取扱状況

平成28年から令和7年までの10年間に取り扱った集团的労使関係調整事件は10件で、調整種別はすべてあっせんである。申請はすべて労働組合によるもので、うち5件は合同労組であった。なお、同時期における全国の労働委員会の申請件数は2,231件で、平成28年の312件をピークに、減少傾向にある。

当労働委員会で取り扱った10件のうち5件であっせんを行い、1件が解決、それ以外は打切りにより終結となった。

調整事項（1件につき複数あり）では、「経営・人事」が6件と最も多く、うち4件が「解雇」に関するもので、次いで「団交促進」が3件、「組合承認・組合活動」が2件、「賃金等」が1件であった。

また、合同労組が申請した事件のうち4件は、特定の組合員の解雇等を調整事項としたもので、いずれもトラブルを抱えた労働者が合同労組に加入して解決を図ろうとしており、個別的労使関係の要素が大きくなっている。

産業別では、「運輸業」が4件で最も多く、次いで「教育・学習支援業」が2件、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「医療・福祉業」及び「複合サービス業」がそれぞれ1件であった。

企業規模では、従業員数1～49人が2件、100～499人が6件、500～999人が1件、1,000人以上が1件であった。

2 調整事件の概要

平成28年から令和7年の10年間に取り扱った集团的労使関係調整事件の概要は次のとおりである。

【平成28年】

係属事件なし。

【平成29年】

平成29年に係属した調整事件は2件（うち翌年への繰越1件（平成29年（調）第2号事件））で、いずれもあっせんである。

平成29年（調）第1号事件（あっせん）

申請者	労働組合
被申請者	株式会社（運輸業）
申請日	平成29年8月26日
あっせん員	審査調整課長
終結日	平成29年10月13日（打切り）

平成 29 年（調）第 1 号事件は、労働組合からの申請で、団体交渉の労働組合側出席者について、自社従業員のみとするという条件をつけないことをあっせん事項とした事件である。

申請者である労働組合は、被申請者の社員 1 名以外は関連会社の社員を組合員として設立され、1 か月後に被申請者に団体交渉を申し入れた。被申請者は事前交渉を要求し、初回団体交渉に向け労働組合と事前打ち合わせを行ったが折り合いがつかず、労働組合は団体交渉の早期実施とストライキの予告を通知した。これに対し、被申請者は「他の労働組合との団体交渉では自社の社員以外は団体交渉には参加しておらず、関連会社の社員が参加すると中立保持義務違反となるので、自社の社員である組合員 1 名のみと交渉したい」と回答し、労働組合は「1 名での団体交渉には応じられない」としてストライキを実施した。被申請者は組合執行委員長との話し合いを提案したが、団体交渉の方針に変更がなかったため、労働組合はこれを拒否し、労働委員会にあっせんに申請した。

実情調査後、被申請者が労働組合書記長（関連会社社員）の参加を認めて団体交渉を行うことで労働組合と合意し、当事者間での自主解決が図られることとなったため、本事件は打切りとして終結した。

平成 29 年（調）第 2 号事件（あっせん）

申請者	労働組合（合同労組）
被申請者	株式会社（運輸業）
申請日	平成 29 年 11 月 28 日
あっせん員	審査調整課長
終結日	平成 30 年 1 月 11 日（打切り）

平成 29 年（調）第 2 号事件は、労働組合からの申請で、年次有給休暇取得時の未払い賃金の支払いをあっせん事項とした事件である。

労働組合は被申請者に対し、「年次有給休暇取得時の賃金の算定基礎が本俸のみで計算されているが、歩合給や各種手当も含めた給与支給額を算定基礎として賃金を支給することが法令で定められている」として団体交渉を行い、過去 2 年間の未払い賃金の支払いを要求した。

その後、労働組合は要求に対する回答を再三求めたが、被申請者からの回答はなく、8 か月後の団体交渉において、被申請者は算定基礎の誤りを認め、「前月から取扱いを修正したので、その日を遡及时期として未払い賃金を支払う」と回答した。労働組合は、組合が未払い賃金の要求を行った時期を遡及时期とするよう申し入れ、被申請者と数回の団体交渉を行ったが、遡及时期について折り合いがつかず、当事者間での解決が困難であることから、労働委員会にあっせんに申請した。

実情調査で、被申請者は遡及时期については労働基準監督署にも相談しており、対応に問題があるとは考えておらず、あっせんに応じられないとの意思を示したことから、会長はあっせん応諾の説得は困難であるとして、審査調整課長をあっせん員に指名し、同課長はあっせんに打切り終結した。

【平成 30 年】

平成 30 年に係属した調整事件は 3 件(うち平成 29 年からの繰越し 1 件(平成 29 年(調)第 2 号事件))で、いずれもあっせんである。

平成 30 年(調)第 1 号事件(あっせん)

申請者	労働組合(合同労組)
被申請者	株式会社(卸売業・小売業)
申請日	平成 30 年 3 月 9 日
あっせん員	審査調整課長
終結日	平成 30 年 3 月 27 日(打切り)

平成 30 年(調)第 1 号事件は、労働組合からの申請で、人事異動の撤回をあっせん事項とした事件である。

労働者は入社当初より店長からパワハラを受けていたが、別の職場へ異動した後は、当該労働者をかばっていた先輩労働者が店長からパワハラを受けるようになった。先輩労働者は合同労働組合に加入し、パワハラへの謝罪を求めて複数回の団体交渉を行ったが、被申請者はパワハラを認めず、先輩労働者は精神疾患で休職後、被申請者から解雇された。

労働者は加入していた企業内組合を脱退し、先輩労働者と同じ労働組合に加入した。労働組合はパワハラ行為への謝罪と償いを求め団体交渉を行ったが、被申請者はパワハラを認めなかった。

その後、労働者は冬季賞与の査定について明確な説明がないまま 50%の減額を受け、さらに職場異動を命じられたことから、組合員に対する不利益な取扱いであるとして、労働組合は緊急の団体交渉を申し入れた。被申請者からは予定されている次回の団体交渉と併せて交渉したいとの回答があったが、当該交渉の前に被申請者が労働者に対して遅刻を理由とする譴責処分を行ったことから、労働組合は労働委員会にあっせんに申請した。

実情調査で、被申請者は、今回の異動は組合員であることを理由とした人事異動ではないと主張し、譲歩の余地はなくあっせんに応じられないとの意思を示したことから、会長はあっせん応諾の説得は困難であるとして、審査調整課長をあっせん員に指名し、同課長はあっせんに打切り終結した。

平成 30 年(調)第 2 号事件(あっせん)

申請者	労働組合(合同労組)
被申請者	協同組合(金融業・保険業)
申請日	平成 30 年 5 月 30 日
あっせん員	審査調整課長
終結日	平成 30 年 6 月 18 日(打切り)

平成 30 年(調)第 2 号事件は、労働組合からの申請で、組合員への不当解雇の撤回をあっせん事項とした事件である。

労働者は、上司からパワハラを受けたとして、パワハラ委員会に申立てを行ったところ、

委員会は上司のパワハラを認める一方、労働者も上司に対してパワハラを行っているとして、双方を譴責処分とした。

その後、労働者は合同労働組合に加入したが、被申請者から退職勧奨を受けたため、労働組合は団体交渉を行い、被申請者は労働者への退職強要を行わないことを約束した。しかし、その後、被申請者は、当該労働者と他の従業員との信頼関係が壊れたことや顧客情報の漏洩に関する虚偽報告などを理由として、就業規則に基づき、労働者を解雇した。

労働組合は、解雇の撤回を求めて団体交渉を行い、解雇理由に納得できない点があったことから被申請者に説明を求めたが、被申請者は「通知書に記載のとおり」、「今後のことがあるので説明は控える」等の回答に終始したため、労働組合は不当解雇であるとして労働委員会にあっせんを申請した。

実情調査で、被申請者は解雇は理事会での決定事項であり、解雇に問題があるとは考えておらず、撤回に応じる考えはないと主張し、あっせんに応じられないとの意思を示したことから、会長はあっせん応諾の説得は困難であるとして、審査調整課長をあっせん員に指名し、同課長はあっせんに打ち切りを終結した。

【令和元年】

令和元年に係属した調整事件は1件（あっせん）である。

令和元年（調）第1号事件（あっせん）

申請者	労働組合
被申請者	学校法人(教育・学習支援業)
申請日	令和元年9月20日
あっせん期日	令和元年10月28日
あっせん員	(公)榎 裕康、二瓶 優子 (労)大越 香代子 (使)千歳 芳雄
終結日	令和元年10月28日(打ち切り)

令和元年（調）第1号事件は、労働組合からの申請で、有期契約職員の無期転換を回避するための雇止めの撤回をあっせん事項とした事件である。

労働者は、被申請者が実施した無期転換を認める者の選考面接を受けたが不合格となり、雇用契約は半年限りの期間延長で更新となった。労働者は、更新できない理由について人事担当部署に説明を求めたが、対応してもらえなかったことから、労働組合に相談し、組合に加入した。

労働組合は、被申請者に対し、有期契約職員に対する無期転換ルールの積極的な対応について申し入れ、3回の団体交渉を行ったが、労働者の雇止めが覆されることはなく、双方の主張は平行線のまま、労働者の雇用期間満了日が迫ってきたことから、労働組合は労働委員会にあっせんを申請した。

あっせんにおいて、労働組合は、選考結果について被申請者の説明は不十分であり、契約更新できない理由について納得のいく説明が得られず、その後の団体交渉においても同様であったことを主張した。

これに対し、被申請者は、雇用更新者の決定については予算や再雇用者数の状況等を考慮し、選考結果により判断しているものであり、雇止めの撤回には応じられず譲歩の余地はない旨を主張した。

あっせん員が協議した結果、あっせんによる解決は困難であると判断し、あっせんを打ち切り終結した。

【令和2年】

令和2年に係属した調整事件は1件（あっせん）である。

令和2年（調）第1号事件（あっせん）

申請者	労働組合
被申請者	株式会社(複合サービス事業)
申請日	令和2年3月11日
あっせん期日	令和2年5月20日
あっせん員	(公)駒田 晋一 (労)遠藤 和也 (使)穴澤 耕二
終結日	令和2年5月25日(解決)

令和2年（調）第1号事件は、労働組合からの申請で、組合掲示板の設置及び貸与をあっせん事項とした事件である。

労働組合は、被申請者に対して複数回にわたり団体交渉を行い、掲示板の設置及び貸与を求めたが、被申請者は予算上困難であると従来の主張を繰り返し、議論が平行線をたどったことから、労働委員会にあっせんを申請した。

あっせんにおいて、労働組合は、他組合にのみ組合掲示板を貸与することは、組合間差別の不当労働行為であり、他組合と同様に扱ってほしい旨を主張した。これに対し、被申請者は、他組合に対する掲示板の貸与条件を労働組合が承諾すれば、既存の掲示板の一部を組合掲示板として貸与する方針としたことを主張した。

あっせん員による調整の結果、被申請者が提示した条件の下で掲示板を貸与することについて、労使双方から了承する意向が示されたため、その旨を内容とするあっせん案を提示し、労使双方が持ち帰り、検討することとした。

その後、労使双方があっせん案を受諾し、本事件は解決し、終結した。

【令和3年】

係属事件なし。

【令和4年】

令和4年に係属した調整事件は2件で、いずれもあっせんである。

令和4年(調)第1号事件(あっせん)

申請者	労働組合(合同労組)
被申請者	医療法人(医療・福祉業)
申請日	令和4年10月11日
あっせん期日	令和4年12月7日
あっせん員	(公)榎 裕康、吉田 佳世子 (労)荒川 聡、菅野 恵 (使)石山 純恵、小林 文紀
終結日	令和4年12月7日(打切り)

令和4年(調)第1号事件は、労働組合からの申請で、パワハラ行為の中止と指導、元部署である病院外来への職場復帰、合意形成に向けた団体交渉の促進をあっせん事項とした事件である。

病院外来に勤務していた労働者は、外来担当課長とのトラブルが度重なる中、課長から退職を勧められたと受けとめ、精神的ショックにより休職し、後日、適応障害と診断された。その後、事務部長と労働者、労働者の夫の三者による面談を行い、休職に至った経緯の説明、復職の希望などについて話し合いをした。労働者は持病があることなどから、元部署である外来勤務での復職を希望し、事務部長は応諾した。しかし、復帰直前に事務部長から病棟勤務での職場復帰を要請された。労働者は持病を理由に改めて外来勤務での職場復帰を希望したが、交渉は平行線をたどり、結果として労働者が職場復帰を拒否することになった。

労働者は合同労働組合に加入し、労働組合は、被申請者及び当該担当課長がパワハラ的事实を認めること、労働者の外来勤務での復帰、職場環境の改善等を求め、9回の団体交渉を行った。しかし、被申請者は、当該課長のこれまでの言動は指導であること、外来勤務での復帰は認められないこと、職場環境の改善は既に措置を講じているとして、話し合いが進まなかったことから、労働組合は労働委員会にあっせんを申請した。

あっせんにおいて、歩み寄りを促す説得を行ったが、労使双方ともに譲歩の余地はない旨を主張したことから、あっせん員が協議した結果、あっせんによる解決は困難であると判断し、あっせんを打切り終結した。

令和4年(調)第2号事件(あっせん)

申請者	労働組合(合同労組)
被申請者	株式会社(運輸業)
申請日	令和4年11月17日
あっせん員	審査調整課長
終結日	令和4年12月15日(打切り)

令和4年(調)第2号事件は、労働組合からの申請で、組合員が営業所長から脅迫されて退職せざるを得ない状況に追い込まれた事に対する慰謝料の支払い、労働組合への不法行為に対する慰謝料の支払いをあっせん事項とした事件である。

地域組合の組合員であった労働者は、入社後まもなく同僚から嫌がらせを受けるようになり、所長に再三相談したが、改善に向けた対応は見られず、所長から当人同士で話し合ってもらって構わないと言われたため、同僚へ嫌がらせをやめるよう要求した。その後、労働者は所長から呼び出され、恫喝ともとれるような注意を受け、労働組合について聞かれるとともに始末書の提出を命じられた。

労働者は、このような会社で働き続けることはできないと考え、自己都合退職したものの、被申請者の対応に不満があったため、脅迫により退職に追い込まれたこと、労働組合への不法行為に対する慰謝料の支払いを内容として、被申請者に市内において対面での団体交渉を求める申入れを行った。

被申請者は、要求の内容が事実と異なるため団体交渉には応じられないと回答し、対面での交渉に応じる姿勢が見られなかったことから、労働組合は労働委員会へあっせんを申請した。

実情調査後、被申請者から労働組合の主張は事実と大きく乖離しており、譲歩の余地はなく、あっせんには応じられないとの意思が示されたことから、会長はあっせん応諾の説得は困難であるとして、審査調整課長をあっせん員に指名し、同課長はあっせんを打ち切り終結した。

【令和5年】

令和5年に係属した調整事件は1件（あっせん）である。

令和5年（調）第1号事件（あっせん）

申請者	労働組合
被申請者	学校法人(教育・学習支援業)
申請日	令和5年8月28日
あっせん員	審査調整課長
終結日	令和5年9月22日(打ち切り)

令和5年（調）第1号事件は、労働組合からの申請で、組合員の配置転換に関する団体交渉に応じることをあっせん事項とした事件である。

被申請者に解雇された労働者は、地位確認請求等の訴訟に勝訴し、解雇無効が確定したが、被申請者から復職の指示はなかった。

労働者は、労働組合（申請組合の下部組織）に加入し、以降、労働組合は労働者の職場復帰を求めて断続的に団体交渉を行ったが、労働者の職場復帰がないまま、被申請者が労働者に他県にある学校への配置転換を命じたことから、労働者は配置転換命令の無効を求めて裁判所に提訴した。その後、膠着した状況を打開するため上部団体である申請労働組合が2回の団体交渉を申し入れたが、被申請者からの回答がないまま、被申請者は法人を分割し、労働者が当初勤務していた職場は別法人となった。

引き続き、労働組合が3回目の団体交渉を申し入れたが、被申請者は労働組合が労働者の元職場である別法人へ団体交渉を申し入れたこと、裁判で係争中であることを理由に団体交渉を拒否したため、労働組合は労働委員会へあっせんを申請した。

実情調査後、被申請者から、労働組合（申請組合の下部組織）が労働者の元職場である

法人に対し、不当労働行為救済申立てを行ったため、このあっせんに応じることはできないとの意思が示されたことから、会長はあっせん応諾の説得は困難であるとして、審査調整課長をあっせん員に指名し、同課長はあっせンを打切り終結した。

【令和6年】

係属事件なし。

【令和7年】

令和7年に係属した調整事件は1件（あっせん）である。

令和7年（調）第1号事件（あっせん）

申請者	労働組合
被申請者	株式会社(運輸業)
申請日	令和7年10月9日
あっせん期日	令和7年12月2日
あっせん員	(公)榎 裕康 (労)高原 英二 (使)板橋 正治
終結日	令和7年12月2日(打切り)

令和7年（調）第1号事件は、労働組合からの申請で、組合員の諭旨解雇処分の軽減をあっせん事項とした事件である。

労働者が始業時のアルコール検査を数十回に渡って後輩社員へ身代わりをさせていたことを把握した被申請者は、労働者を諭旨解雇処分とした。

労働者から相談された労働組合は、過去の懲戒事例や会社からの注意指導がなかったことを理由に、労働者の懲戒処分の軽減を求め、複数回に渡り団体交渉を行った。被申請者は、「労働者の行動は懲戒解雇に値するところだが、本人が猛省していることを考慮して諭旨解雇とした」として、それ以上の処分の軽減に応じる姿勢を見せず膠着状態となり、当事者間での解決が望めなくなったことから、労働組合は労働委員会へあっせんに申請した。

あっせんにおいて、労働組合は労働者が会社に残らないあっせん案には合意できないとし、一方、被申請者は労働者が会社に残るあっせん案には合意できないとし主張が対立した。

あっせん員が当事者双方に事実認識の確認や解決に向けた譲歩案を示し説得にあたったが歩み寄りは見られず、あっせん員が協議した結果、あっせんによる解決は困難であると判断し、あっせんに打切り終結した。

第3節 個別的労使関係調整事件の取扱状況

当労働委員会では、個別的労働関係紛争の解決の促進に関する法律制定の動きを受け、労働委員会の持つ労使紛争解決のノウハウや公労使三者構成の特徴を生かして個別的労使紛争の解決を図ることとし、全国に先駆けて平成13年4月から個別的労使紛争解決サービスを開始した。サービス開始から令和7年で25年となることから、この間の個別的労使関係調整事件の取扱状況について取りまとめた。

1 申請状況

(1) 申請件数

個別的労使関係調整事件の申請件数は、制度開始の平成13年4月から令和7年までの25年間で114件あり、年平均にすると4.6件、最も多かったのは、平成29年の11件であった。平成25年には0件となったが、平成26年以降は毎年申請があり、平成28年には10件、平成29年には11件の申請があった(表1、図1)。

全国の労働委員会の申請件数は、平成21年をピークに減少し、直近5年間をみると200件台で推移している(表1、図1)。

表1 個別的労使関係調整事件の申請件数

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
本 県	5	0	7	8	2	6	5	6	7	4	2	3	0
全 国	—	157	286	320	288	319	339	445	534	423	400	335	325
	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	計
本 県	2	6	10	11	4	2	4	2	4	4	5	5	114
全 国	358	350	310	271	309	330	284	243	230	258	285	—	7,399

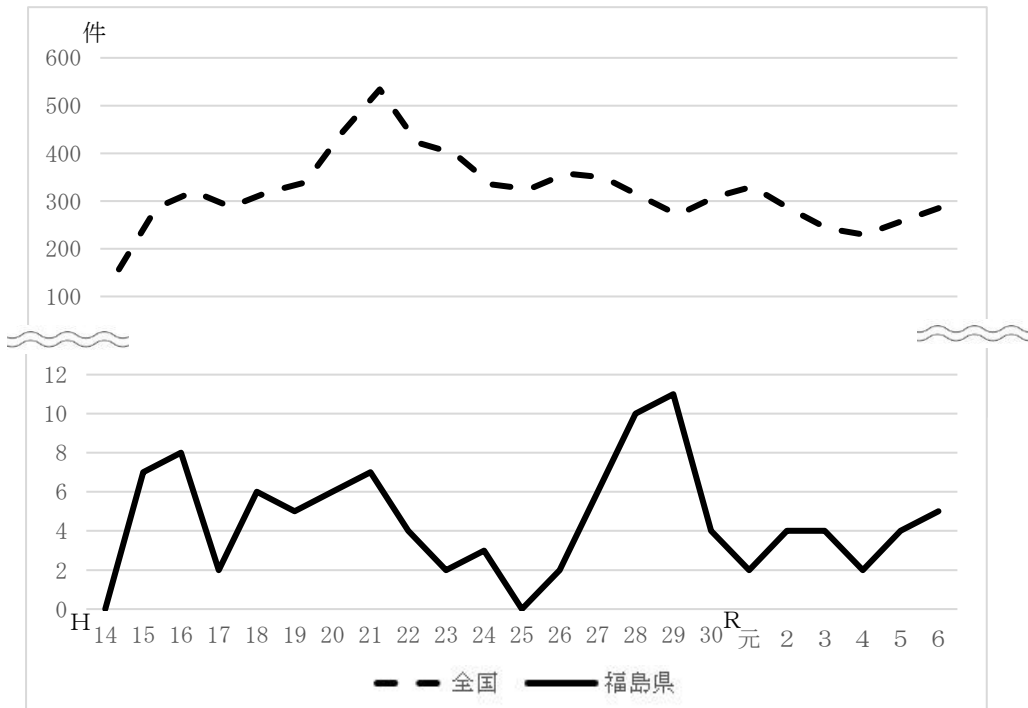
(出典：中央労働委員会集計資料「各機関における個別労働紛争処理制度の運用状況」)

(注1) 平成13年の数値について、本県は制度を開始した4月からの集計としており、全国の集計は行われていない。

(注2) 全国の数値は、個別労働紛争に関する制度を実施している労委の申請件数を計上している(平成15年以降は44労委)。

(注3) 令和7年については、本県の申請件数のみを記載し、全国の数値は、とりまとめ時点で未確定であるため計上していない。

図1 個別的労使関係調整事件の申請件数



なお、労働審判制度が開始した平成18年から令和6年までの19年間における個別労働紛争処理制度に関する各機関（全国の労働委員会あつせん、労働局あつせん、労働審判）の申請件数状況は、以下のとおりである（表2）。あつせんについては、平成20年から平成21年にかけてリーマンショックによる経済雇用情勢の悪化により申請件数が増加したものの、その後は減少傾向にある。一方で、労働審判については平成21年に3,000件を超えて以降、毎年3,000件ペースで推移している。

表2 各機関における個別労働紛争処理制度の運用状況

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
労働委員会あつせん	319	339	445	534	423	400	335	325	358	350
労働局あつせん	6,824	7,146	8,457	7,821	6,390	6,510	6,047	5,712	5,010	4,775
労働審判	1,163	1,563	2,417	3,531	3,313	3,721	3,660	3,627	3,496	3,713

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
労働委員会あつせん	310	271	309	330	284	243	230	258	285
労働局あつせん	5,123	5,021	5,021	5,187	4,255	3,760	3,492	3,687	3,866
労働審判	3,303	3,388	3,678	3,665	3,907	3,609	3,208	3,473	3,359

（出典：中央労働委員会集計資料「各機関における個別労働紛争処理制度の運用状況」）

（注）労働局あつせんは年度の件数である。労働審判は平成30年までは年度、令和元年以降は暦年の件数である。

(2) 申請者の労使別件数

個別的労使関係調整事件の申請者を労使別にみると、平成13年から令和7年までの25年間で申請のあった114件のうち111件(97%)が労働者からの申請であり、使用者からの申請は3件(3%)であった(表3)。

表3 個別的労使関係調整事件の労使別申請件数

		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
申請件数		5	0	7	8	2	6	5	6	7	4	2	3	0
	労働者	5		7	8	2	6	5	5	7	4	2	3	
	使用者								1					
		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
申請件数		2	6	10	11	4	2	4	4	2	4	5	5	114
	労働者	2	6	10	10	4	2	4	4	2	4	4	5	111
	使用者				1							1		3

(3) 申請者の男女別件数

個別的労使関係調整事件の申請者を男女別にみると、申請のあった114件のうち83件(72.8%)が男性からであり、女性からが28件(24.6%)、使用者(法人)からが3件(2.6%)であった(表4)。

表4 個別的労使関係調整事件の男女別申請件数

		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
申請件数		5	0	7	8	2	6	5	6	7	4	2	3	0
	男性	3		4	4	2	2	4	4	6	4	1	3	
	女性	2		3	4		4	1	1	1		1		
	使用者								1					
		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
申請件数		2	6	10	11	4	2	4	4	2	4	5	5	114
	男性	2	6	8	7	4	1	4	4	1	4	2	3	83
	女性			2	3		1			1		2	2	28
	使用者				1							1		3

(4) 申請者の雇用形態別件数

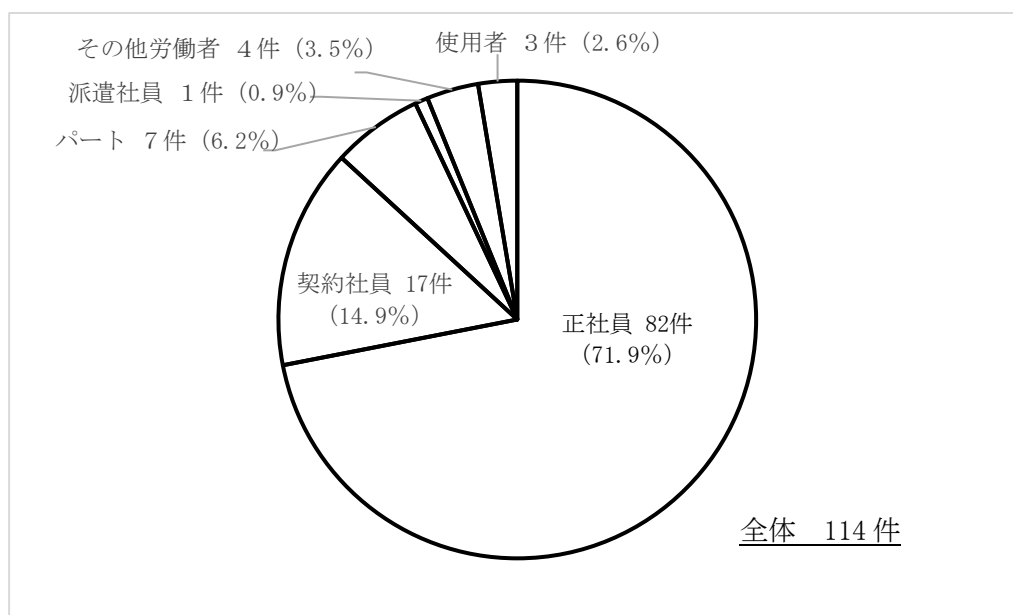
個別的労使関係調整事件の申請者を雇用形態別にみると、申請のあった 114 件のうち 82 件 (71.9%) が正社員からの申請であり、契約社員からが 17 件 (14.9%)、パートタイマーからが 7 件 (6.2%) であった。特に労働者派遣法が改正された平成 27 年以降は、契約社員からの申請が増加している (表 5、図 2)。

表 5 個別的労使関係調整事件の雇用形態別申請件数

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
申請件数	5	0	7	8	2	6	5	6	7	4	2	3	0
正社員	4		7	6	2	3	4	5	6	3	2	3	
契約社員	1						1		1	1			
派遣社員													
パート						3							
その他労働者				2									
使用者								1					

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
申請件数	2	6	10	11	4	2	4	4	2	4	5	5	114
正社員	2	5	9	5	1		3	1	1	4	4	2	82
契約社員		1		1	3	1		3	1			3	17
派遣社員							1						1
パート				3		1							7
その他労働者			1	1									4
使用者				1							1		3

図 2 個別的労使関係調整事件の雇用形態別申請件数【H13～H7】



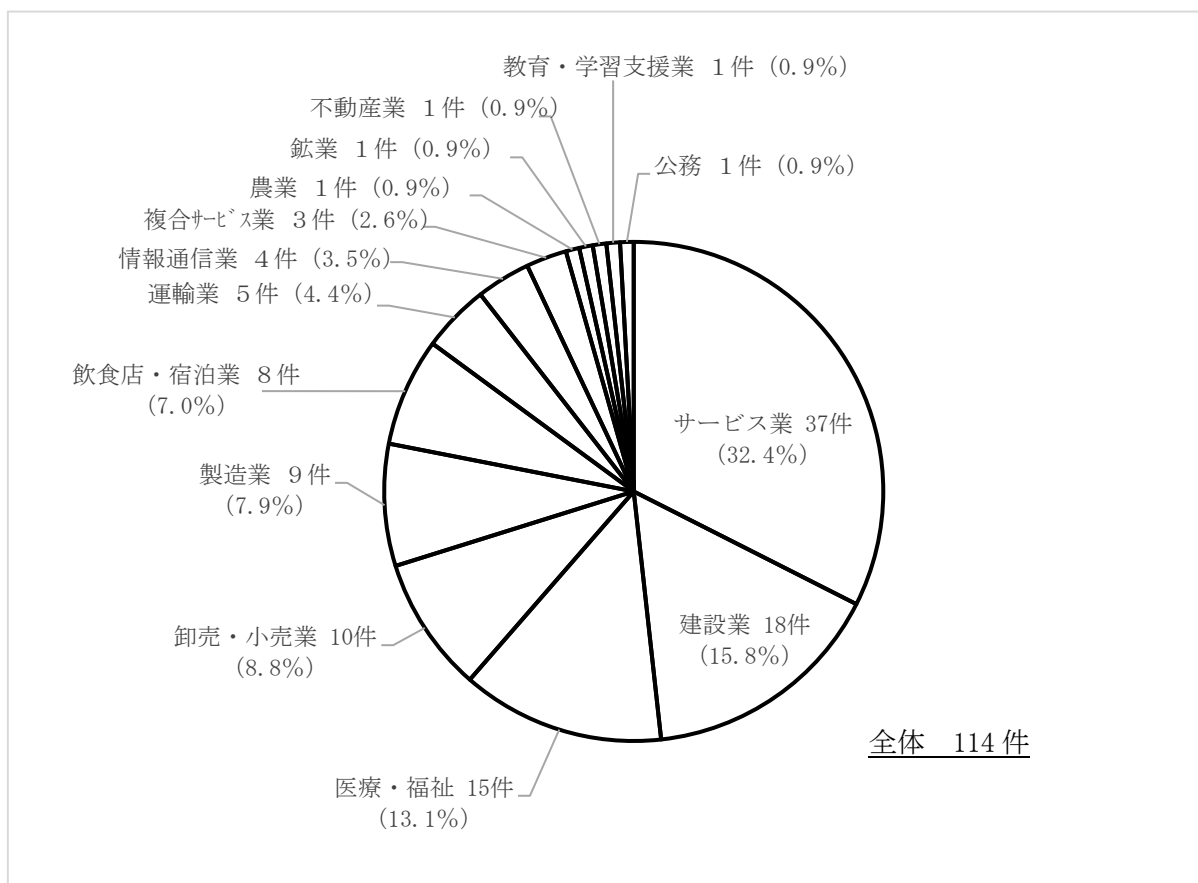
(5) 産業別件数

個別的労使関係調整事件を産業別にみると、サービス業が 37 件 (32.4%) と最も多く、次いで建設業 18 件 (15.8%)、医療・福祉 15 件 (13.1%)、卸売・小売業 10 件 (8.8%)、製造業 9 件 (7.9%)、飲食店・宿泊業 8 件 (7.0%) の順となっている (表 6、図 3)。

表 6 個別的労使関係調整事件の産業別申請件数

	農業	鉱業	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	複合サービス業	サービス業	公務	計
H13				1		1				2	1				5
H14															0
H15	1		4		1			1							7
H16							2		2	1			3		8
H17				1						1					2
H18										2			4		6
H19				1	1	1	1			1					5
H20				1			2		1				2		6
H21		1	1									1	4		7
H22				1					1			1	1		4
H23							1						1		2
H24				2									1		3
H25															0
H26										1				1	2
H27										1			5		6
H28			5							2			3		10
H29			1		1		1		2	2		1	3		11
H30			1	1			1						1		4
R元													2		2
R2				1			1						2		4
R3			1			2			1						4
R4			1				1								2
R5			2			1							1		4
R6			1							1			3		5
R7			1		1				1	1			1		5
計	1	1	18	9	4	5	10	1	8	15	1	3	37	1	114

図3 個別的労使関係調整事件の産業別件数【H13～R7】



(6) 調整事項別件数

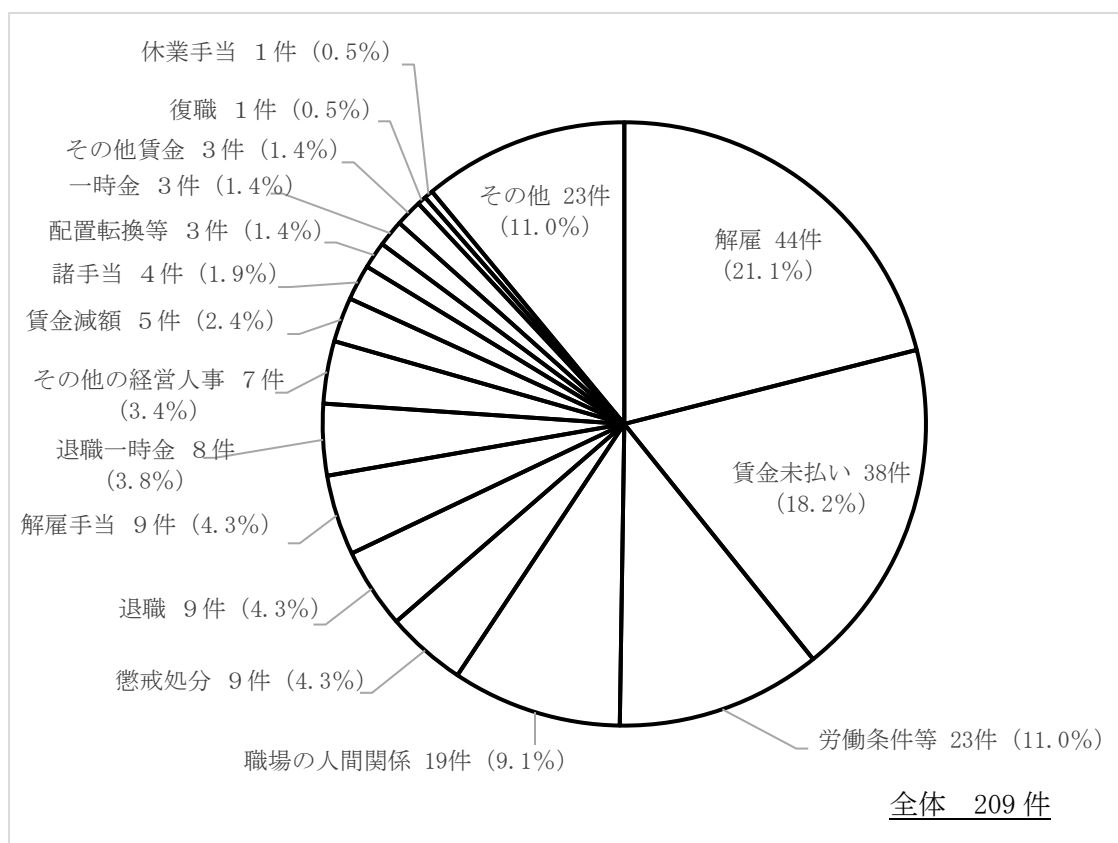
個別的労使関係調整事件を調整事項別にみると、「解雇」が44件(21.1%)で最も多く、次いで「賃金未払い」が38件(18.2%)、「労働条件等」が23件(各11.0%)の順となっている。パワハラやいじめ等の「職場の人間関係」も19件(9.1%)と、中小企業に対するパワーハラスメント防止措置が義務化された令和4年以降、特に増加している(表7、図4)。

表7 個別的労使関係調整事件の調整事項別申請件数

	解雇	配置転換等	復職	懲戒処分	退職	その他経営人事	賃金未払い	賃金減額	一時金	退職一時金	解雇手当	休業手当	諸手当	その他賃金	労働条件等	職場の人間関係	その他	計
H13	1				1	1	2	1			1						1	8
H14																		0
H15	6					1	2				2							11
H16	3						3			2								8
H17	1									1								2
H18	4						1				1							6
H19	1			1			1			1				1	1			6
H20	3			1			1								1	1	1	8
H21	7						2											9
H22	1	1					2									1	1	6
H23	1					1	1		1				1				1	6
H24	1			2													2	5
H25																		0
H26		1		1		1										1		4
H27	2	1		1			1			2				1		2		10
H28	3				2		9	4			2		1		14	3		38
H29	2		1		5		6		1	2			1		3	2	1	24
H30				1	1		1								1		1	5
R元	2						1								1		1	5
R 2	2						1				1	1				1		6
R 3	2			1		1								1	1		2	8
R 4	1						1				1		1			1	2	7
R 5				1		1	3		1							2	2	10
R 6	1					1					1					2	2	7
R 7															1	3	6	10
計	44	3	1	9	9	7	38	5	3	8	9	1	4	3	23	19	23	209

(注) 複数の内容を含む調整もあるため、合計は申請件数に一致しない。

図4 個別的労使関係調整事件の調整事項別件数【H13～R7】



2 終結状況

(1) 終結区分別件数及び解決状況

個別的労使関係調整事件を終結区分別にみると、114件のうち、解決が53件(46.5%)、打切りが20件(17.5%)、不開始が33件(29.0%)、取下げが8件(7.0%)であった。

また、不開始・取下げを除く終結事件73件に対する解決率は、72.6%であった(表8、図5)。

個別的労使関係調整事件の申請に対し、被申請者側が応じるか否かは任意である。被申請者が調整に応じない場合は不開始として取り扱うこととなり、応諾した場合でも解決に至らなかった場合は打切りとなる。

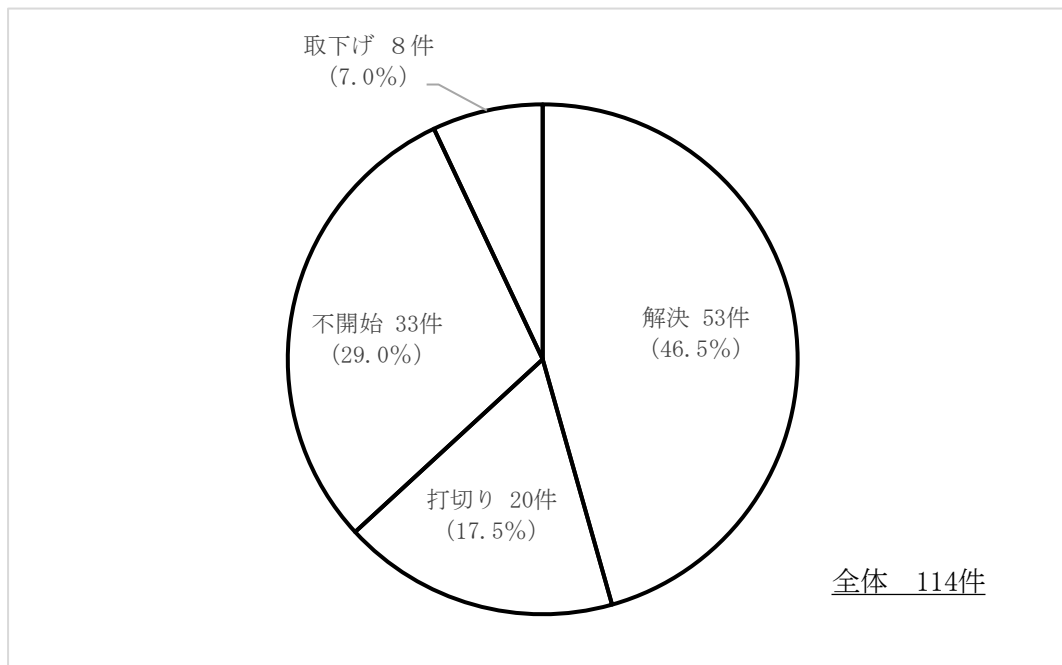
表8 個別的労使関係調整事件の終結区分別件数及び解決率

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
解決	2		2	5	2	4	4	3	3	3	1		
打切り				1		1	1	2	4	1		3	
不開始	3		5										
取下げ				2		1		1			1		
計	5	0	7	8	2	6	5	6	7	4	2	3	0
解決率(%)	100.0	—	100.0	83.3	100.0	80.0	80.0	60.0	42.9	75.0	100.0	—	—

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	計
解決		4	6	4	1	2	1	1			4	1	53
打切り	1	1		1	1			2				1	20
不開始	1	1	2	5	2		3	1	2	4	1	3	33
取下げ			2	1									8
計	2	6	10	11	4	2	4	4	2	4	5	5	114
解決率(%)	—	80.0	100.0	80.0	50.0	100.0	100.0	33.3	—	—	100.0	50.0	72.6

(注) 解決率は、取下げ・不開始を除く終結件数に対する解決件数の比率である。

図5 個別的労使関係調整事件の終結区分別件数【H13～R 7】



(2) 処理日数

個別的労使関係調整事件を処理日数別にみると、不開始・取下げを除く73件の平均処理日数は、36.7日であった(表9)。概ね1か月から2か月程度で終結されるケースが多く、迅速な処理が図られている(図6)。

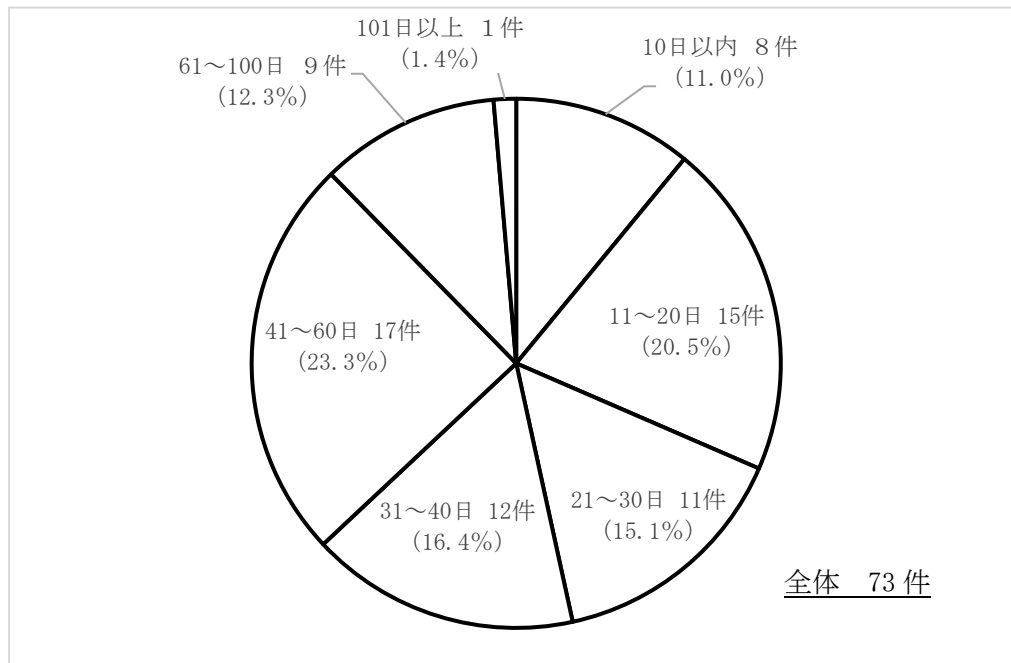
表9 個別的労使関係調整事件の処理日数別件数

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
10日以内	2					2	3		1				
11～20日			1	1	1	3	2	2	3	2			
21～30日			1	2	1			2	1	2			
31～40日				1				1	2			2	
41～60日				2								1	
61～100日											1		
101日以上													
平均処理日数	2.0	—	19.0	34.2	23.0	12.0	11.8	24.2	23.4	19.5	71.0	38.0	—

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	計
10日以内													8
11～20日													15
21～30日			1		1								11
31～40日	1	1		1		1		1			1		12
41～60日		4	2	3	1		1	1			1	1	17
61～100日			3	1		1		1			1	1	9
101日以上											1		1
平均処理日数	36.0	49.0	61.7	49.4	39.0	56.5	44.0	59.3	—	—	72.3	61.0	36.7

(注) 処理日数は、申請の受付日から終結日までの日数であり、不開始・取下げを除く。

図6 個別的労使関係調整事件の処理日数別件数【H13～R 7】



第4節 労働相談の取扱状況

当労働委員会では、平成13年4月の個別的労使関係調整制度の開始に併せて、事務局職員や委員による労働相談を実施しており、令和7年で25年となることから、この間の取扱状況について取りまとめた。

1 労働相談の概要

(1) 事務局職員による労働相談

- ア 相談日 月曜日～金曜日（祝日除く）
- イ 相談時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
- ウ 相談方法 電話、来所、電子メール、FAX
- エ 労働困りごと現地相談会

事務局職員が休日に県内各方部の公共施設などで相談に対応する「労働困りごと相談会」としてスタートし、令和4年度からは、各種研修会などで制度の周知啓発や相談対応を行う「労働困りごと現地相談会」を実施している。なお、助言者として福島労働局より総合労働相談員の派遣をいただいている。

(2) 委員による労働相談

平成27年度から令和3年度までは、相談体制を強化するため、「労働困りごと相談会」に事務局職員に加えて、委員が参加した。コロナ禍の令和4年度からは、「労働困りごと委員相談会」として、毎月の総会開催日に事前予約制で相談を受け付けることとしたほか、令和6年度からは、ハラスメント防止出前講座の際に、申込者（民間企業等）からの希望に応じて相談を受け付けている。

2 相談件数

平成13年4月から令和7年12月までに7,180件の相談が寄せられている。

相談を開始した平成13年（4～12月）に60件だった相談件数は、平成18年に280件まで増加したが、その後、減少傾向となり、東日本大震災後の平成25年には99件となった。その後は200件台の時期が続いたが、平成30年には490件となり、コロナ禍には一時減少傾向がみられたものの、ハラスメントに関する相談が増加したこと、電子メールによる相談の増加などにより、令和5年以降は、600件台にまで増加している（表1、図1）。

表1 相談件数

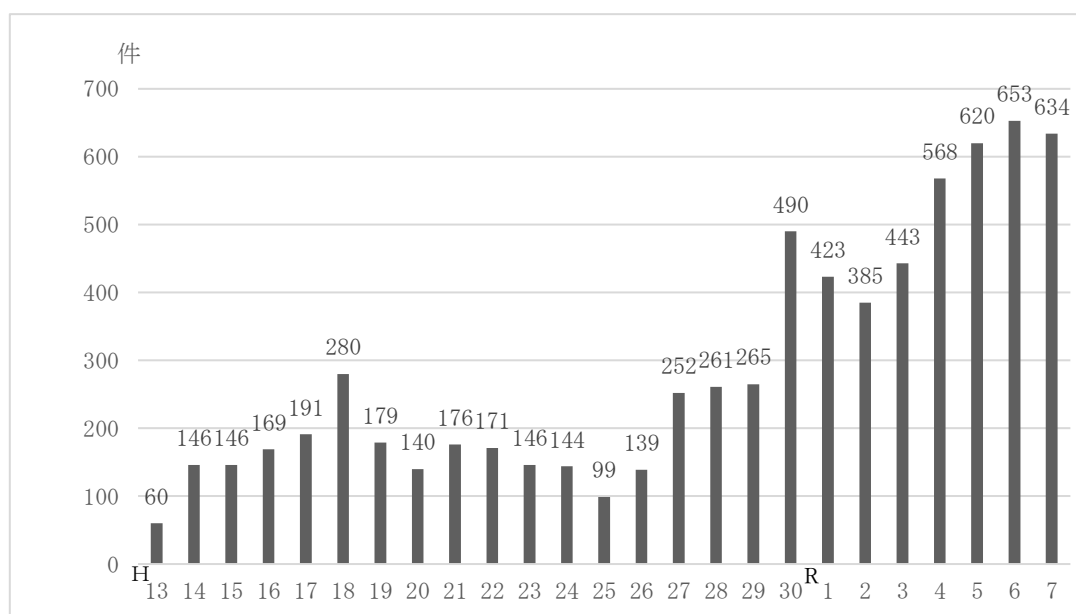
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
件数	60	146	146	169	191	280	179	140	176

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	171	146	144	99	139	252	261	265	490

	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	計
件数	423	385	443	568	620	653	634	7,180

(注) 平成21年以降、集团的労使関係の相談件数を含めて集計している。

図1 相談件数

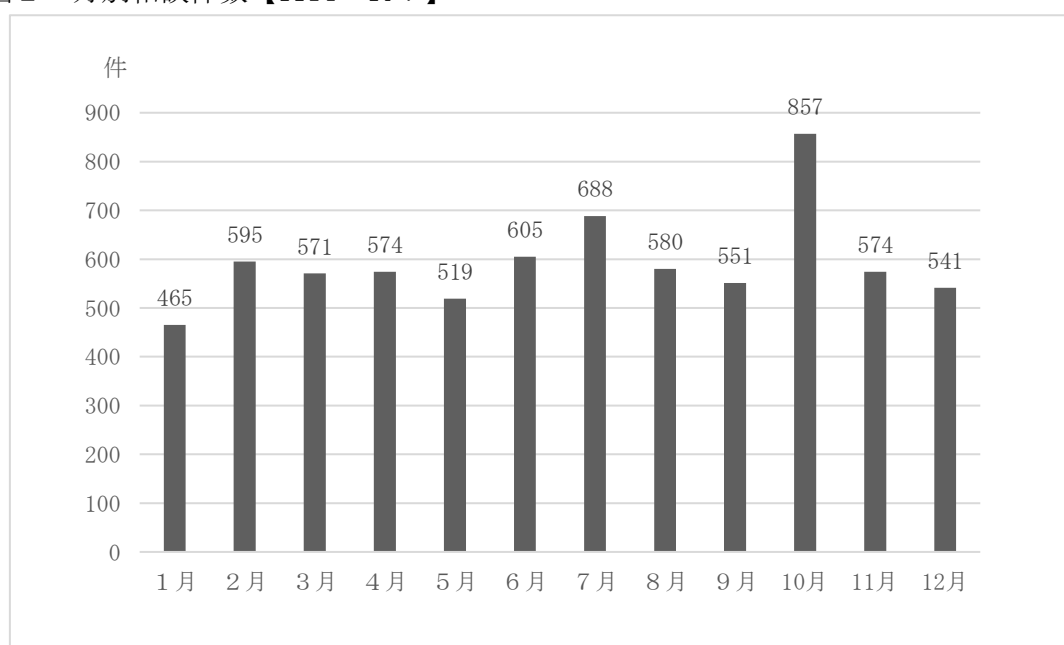


また、平成14年から令和7年の相談件数を月別で集計し比較すると、10月(857件)が最も多く、次いで7月(688件)、6月(605件)となっている。一方、相談件数が少ないのは、1月(465件)、次いで5月(519件)、12月(541件)となっている。10月は個別労働紛争周知月間となっており、労働相談も含めて、様々な媒体で広報活動を行っているため、相談件数が増える要因の一つと考えられる。一方、1月、5月は、年末年始やGW等により、相談可能な日数が限られることが相談件数が少ない一因であると考えられる(表2、図2)。

表2 月別相談件数（相談件数順）【H14～R7】

順位	時期	相談件数	順位	時期	相談件数
1	10月	857	6	11月	574
2	7月	688	8	3月	571
3	6月	605	9	9月	551
4	2月	595	10	12月	541
5	8月	580	11	5月	519
6	4月	574	12	1月	465

図2 月別相談件数【H14～R7】



3 相談の属性

平成13年4月から令和7年12月までに受け付けた個別的労使関係に係る相談件数は6,861件（95.6%）であった。なお、集団的労使関係に係る相談は、集計を開始した平成21年から令和7年12月までで319件（4.4%）あった（表3）。

また、相談者の労使別件数をみると、相談件数7,180件のうち、労働者からの相談が6,839件（95.3%）、使用者からの相談が341件（4.7%）で、労働者からの相談が大多数を占めている（表4）。

表3 集団・個別相談件数

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
個別	60	146	146	169	191	280	179	140	148
集団	—	—	—	—	—	—	—	—	28

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
個別	153	119	123	83	119	233	248	245	455
集団	18	27	21	16	20	19	13	20	35

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
個別	406	366	430	546	608	645	623	6,861
集団	17	19	13	22	12	8	11	319

表4 労使別相談件数

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
労働者	55	144	140	161	180	278	177	133	164
使用者	5	2	6	8	11	2	2	7	12

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
労働者	164	137	132	92	129	236	240	243	472
使用者	7	9	12	7	10	16	21	22	18

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
労働者	414	369	415	532	600	617	615	6,839
使用者	9	16	28	36	20	36	19	341

4 相談方法

当労働委員会では、電話、来所、電子メール、FAX、現地相談会での相談を受け付けている。

最も件数が多いのは、電話による相談で、平成13年4月からの累計で4,645件(64.7%)、次いで電子メール、FAXの1,660件(23.1%)、来所547件(7.6%)、現地相談会328件(4.6%)の順となっている。特に、電子メールについては、県の簡単申請システム(令和6年12月まで)やGoogleフォーム(令和7年1月から)等の活用により、年々相談件数の割合が増加している(表5、図3、図4)。

表5 相談方法別相談件数

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
電話	30	69	88	98	117	165	105	89	128
来所	12	10	17	18	18	28	10	7	21
電子メール、FAX	4	26	27	30	36	65	41	31	25
現地相談会	14	41	14	23	20	22	23	13	2

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
電話	114	99	88	65	116	162	164	191	341
来所	8	12	17	14	16	22	20	29	47
電子メール、FAX	37	23	15	11	7	50	58	25	82
現地相談会	12	12	24	9	0	18	19	20	20

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
電話	274	273	330	374	386	397	382	4,645
来所	34	14	24	36	40	47	26	547
電子メール、FAX	110	94	84	156	192	208	223	1,660
現地相談会	5	4	5	2	2	1	3	328

図3 相談方法別相談件数【H13～R7】

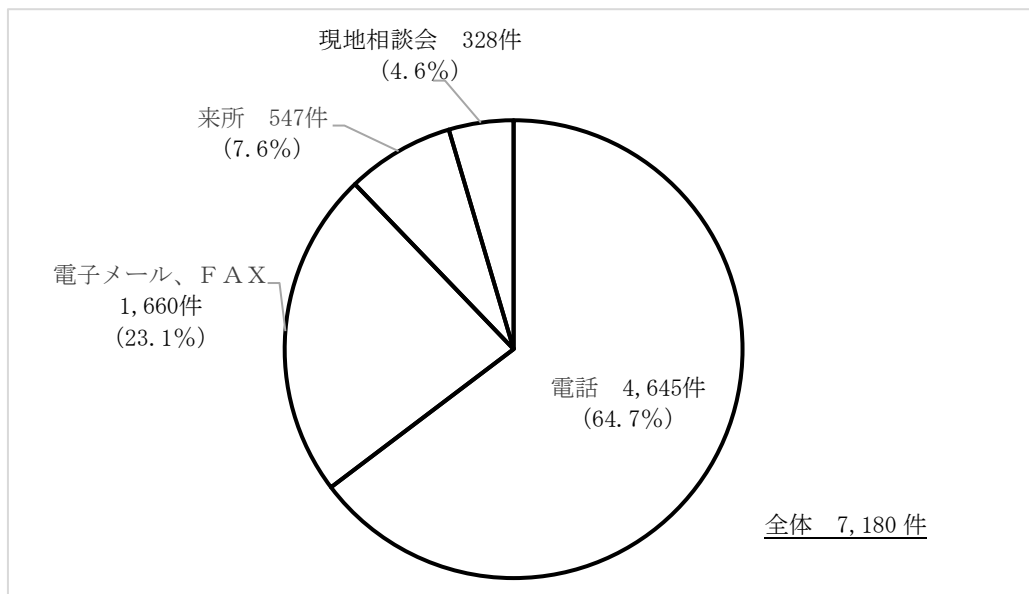
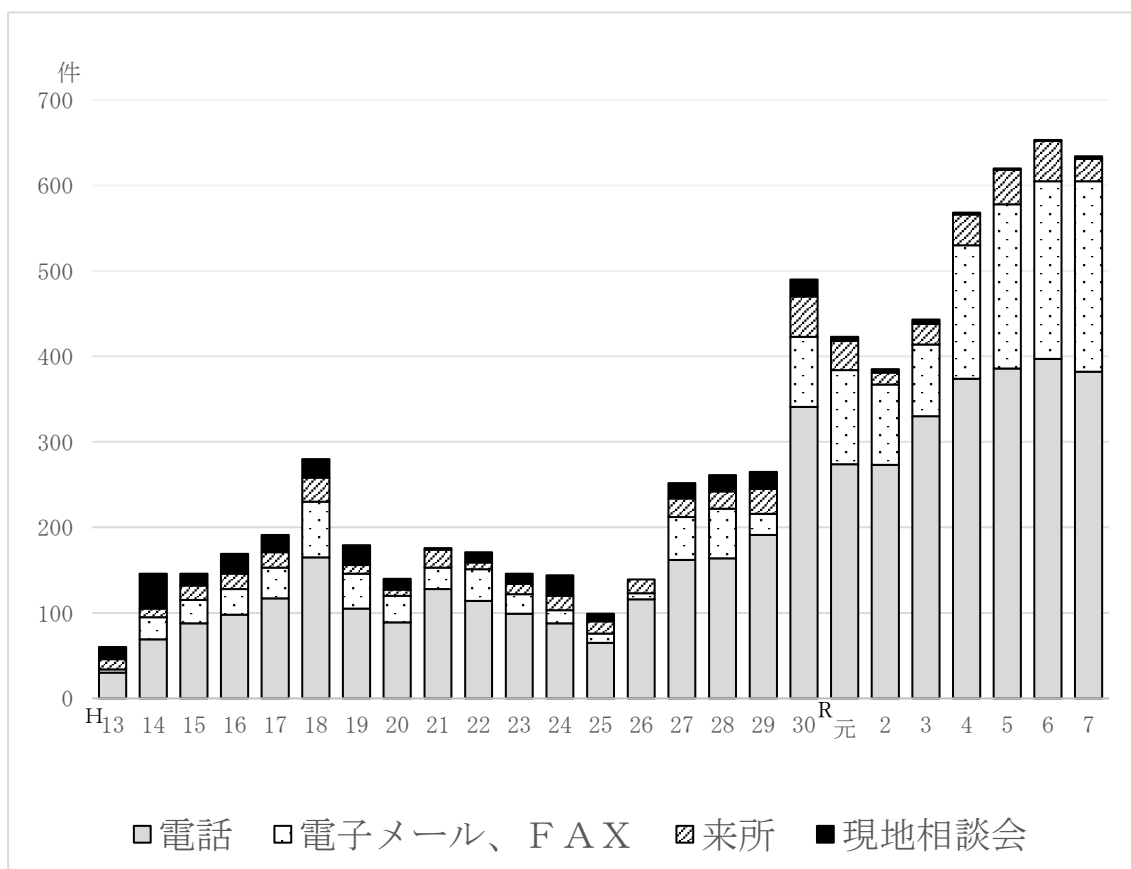


図4 相談方法別相談件数の推移



5 相談内容

労働相談を内容別にみると、最も多かったのは、休日や労働時間などの「労働条件等」に関する相談で3,473件(30.2%)であった。次いで残業代や一時金などの「賃金等」に関する相談で2,674件(23.3%)、解雇や雇い止め、配置転換などの「経営・人事」が2,284件(19.9%)となっている(表6、図5、図6)。

また、改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)が施行された令和2年頃から「人間関係」に係る相談割合も増加しており、1,372件(11.9%)となっている。

なお、「その他」に分類される相談も1,686件(14.7%)寄せられており、労働契約の内容の確認や労災・社会保険に関すること、離職票の発行や税に関する問い合わせなど、労働に関する多種多様な相談に対し、法的なアドバイスや適切な窓口の紹介など、丁寧な対応に努めている。

表6 相談内容別相談件数

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
経営・人事	42	49	57	67	78	81	67	48	56
賃金等	22	89	90	93	98	157	78	67	63
労働条件等	23	71	66	85	116	167	76	52	69
人間関係	3	9	13	12	17	20	18	11	19
その他	7	22	18	15	34	43	46	24	62

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
経営・人事	48	53	45	35	59	71	59	82	143
賃金等	73	58	47	30	51	86	106	98	152
労働条件等	71	61	69	43	64	120	139	120	193
人間関係	19	13	17	20	28	39	57	55	117
その他	50	64	56	25	35	79	57	63	118

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
経営・人事	132	110	137	152	200	237	176	2,284
賃金等	132	98	104	226	223	230	203	2,674
労働条件等	158	161	183	303	353	345	365	3,473
人間関係	98	83	92	97	161	167	187	1,372
その他	117	96	119	158	113	129	136	1,686

(注) 複数の内容を含む相談もあるため、合計は相談件数に一致しない。

図5 相談内容別相談件数【H13～R 7】

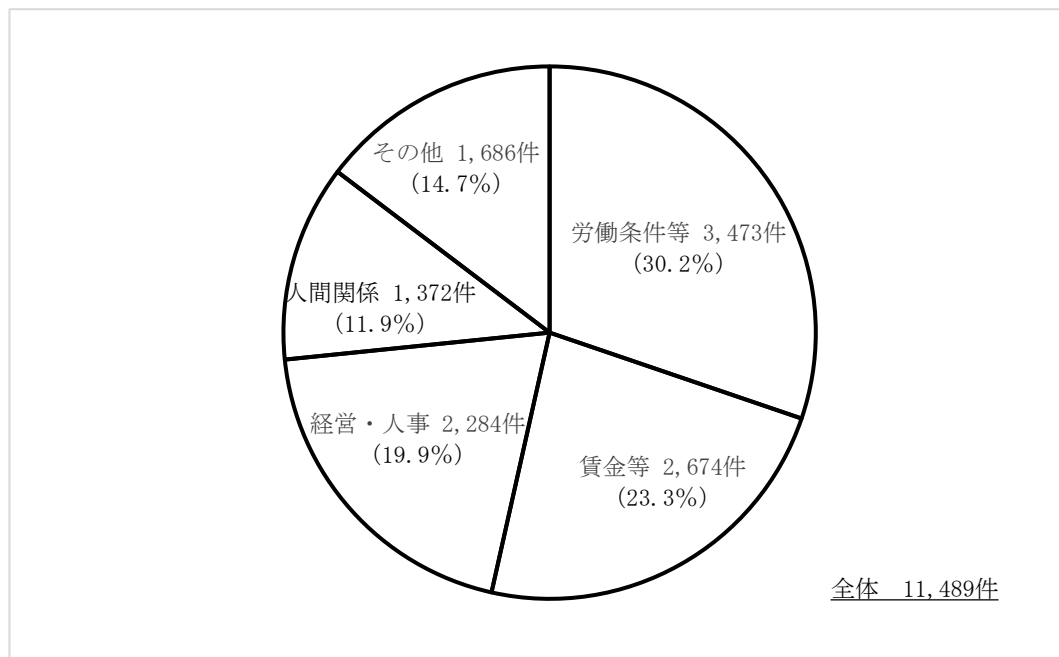
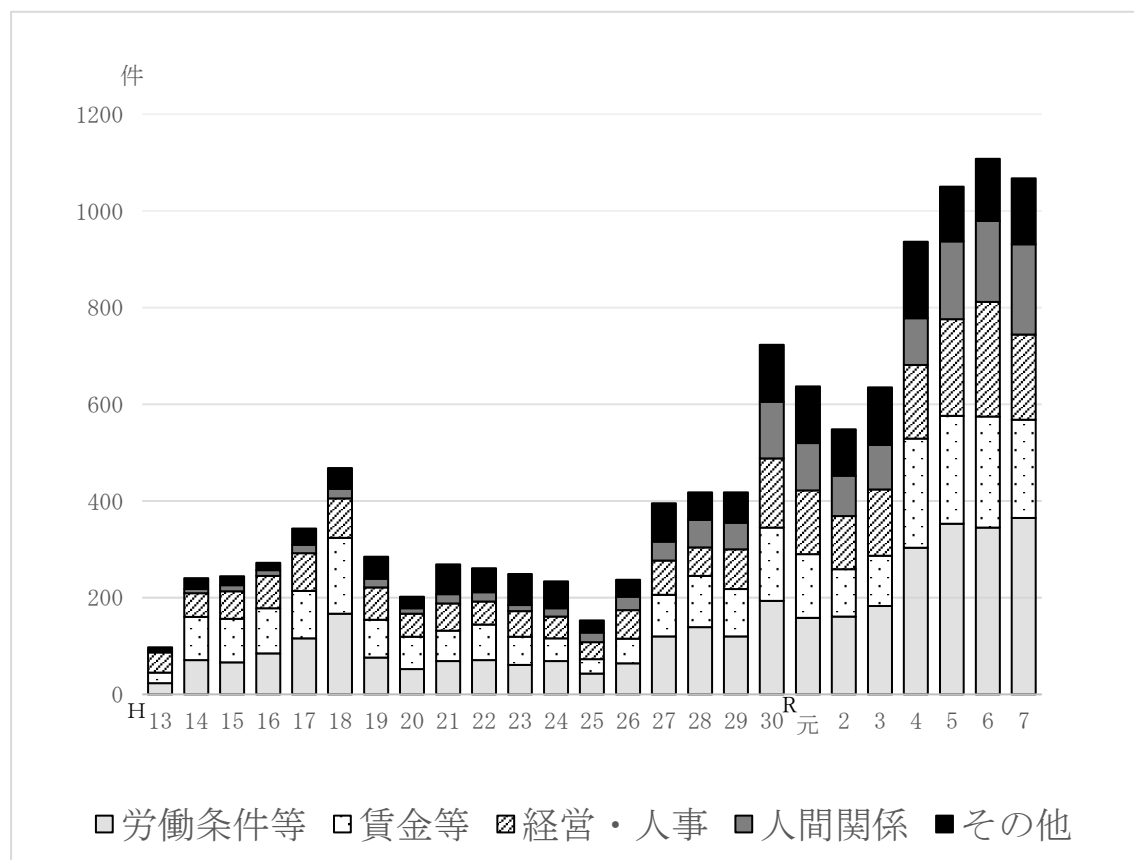


図6 相談内容別相談件数の推移



第5節 東日本大震災と労働委員会

1 東日本大震災の概要

平成23年3月11日に三陸沖を震源として発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」(以下、「東日本大震災」という。)は、マグニチュード9.0を記録し、国内観測史上最大級の地震となった。県内では、最大震度6強を記録し、激しい揺れとともに、太平洋沿岸の広い範囲で大津波が押し寄せ、県全土に大きな被害を及ぼした。

加えて、この地震と津波により、浜通りに立地する東京電力福島第一原子力発電所では、外部電源を喪失し、冷却機能が働かず、原子炉の損傷や放射性物質の放出・拡散の恐れが高まったことから、国は原子力緊急事態を宣言するとともに、周辺住民に対し、避難や屋内退避の指示等を行い、最大時には16万人を超える県民が県内外への避難を余儀なくされる未曾有の複合災害となった。



写真1 津波により火災が発生した住宅地

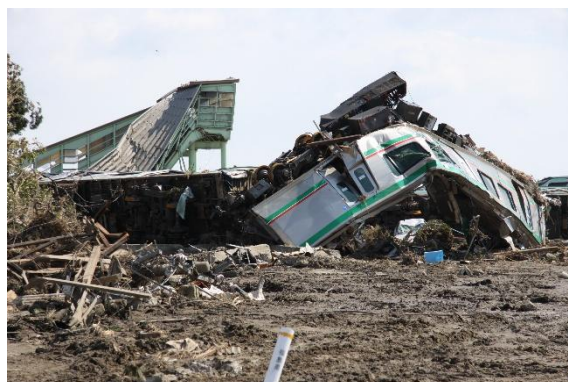


写真2 津波で壊滅的な被害を受けた JR 新地駅

東日本大震災直後には、県内の広い範囲において、地震や津波による建物・設備への被害に加えて、電気・水道・物流などのライフラインが寸断され、生活物資や燃料等が不足した。また、原子力災害に伴う避難指示による広域避難に加え、避難指示区域以外からの自主避難者も発生し、著しい人口の流出が生じた。この混乱した状況の中、休廃業を余儀なくされた企業もあり、多くの離職者が発生したほか、農産物や工業製品に対する風評被害なども発生し、長期間に渡り、県経済に大きな影響を与えた。

この未曾有の複合災害からの復興にあたっては、インフラの復旧や地域産業の再生等に加えて、原発事故に起因して、広範囲かつ長期に及んでいる避難者支援、除染、廃炉、風評・風化など前例のない難問が山積する中、県民の懸命な努力と国内外からの温かい支援をいただきながら、復興に向けた歩みを進めているところである。被災地への失業保険の特例給付や雇用調整助成金の特例適用などの様々な雇用対策が実施されたほか、県内のみならず、県外からも多くの労働者が来県し、インフラの復旧を始め、住民の健康や生活環境に影響を及ぼす放射線量を低減させるための除染や原子力発電所の廃炉作業などにも従事している。

2 労働委員会業務への影響

東日本大震災により、県庁舎の一部は、建物の安全性が確認されるまで、使用が制限されたため、当時、西庁舎の8階にあった労働委員会事務局は、隣接する杉妻会館に執務室を移動した。

業務の遂行に当たっては、全庁的に震災対応業務を優先する措置が取られ、事務局職員も、県の災害対策本部や避難所の応援業務、住家被害調査や放射線量のモニタリングなどの業務に従事したため、3月に予定されていた労働委員会の定例総会は開催中止とした。4月及び5月の定例総会は、計画通り開催したものの、西庁舎が使用できないため、事務局の移転先となっていた杉妻会館にて開催した。6月には、延期されていた事務局職員の定期人事異動が行われ、事務局の執務室も西庁舎に復帰した。(その後、事務局の執務室は、平成24年11月に県自治会館4階に移転している。)

また、5月に仙台市で開催される予定であった北海道及び東北6県労働委員会連絡協議会会長連絡会議を始め、北海道及び東北6県労働委員会連絡協議会春季総会(6月、青森市開催予定)、北海道・東北労働委員会事務局長連絡会議(8月、福島市開催予定)などの諸会議が開催中止となった。



写真3 地震による県庁舎内の被災状況



写真4 災害対策本部の様子

3 東日本大震災に関連した事件や相談

東日本大震災や復興にかかわる事業に関連して、労働委員会が取り扱った事件や相談の概要については、以下のとおりである。

(1) 不当労働行為事件

東日本大震災やその復興にかかわる事業に関連して申し立てられた事件は、2件である。

なお、これらの事件以外にも、当事者である労働者の住所地は県内であったものの、所属する労働組合の住所地である他都道府県の労働委員会に申し立てられた事件も複数確認される。

平成 26 年(不)第 1 号前田建設工業事件

申立人	全国一般労働組合全国協議会ふくしま連帯労働組合
被申立人	前田建設工業株式会社(総合工事業) 外 2 社
申立日	平成 26 年 5 月 12 日(労働組合法第 7 条第 2 号)
	委員調査 6 回、審問 0 回
審査委員	審査委員長 (公)平石 典生
	審査委員 (公)伊藤 宏
	参与委員 (労)鈴木 三男、田母神 正広
	(使)佐藤 卓也、豊田 和夫
終結日	平成 27 年 3 月 9 日 関与和解(処理日数 302 日)

国(環境省)が発注した除染作業の下請会社の従業員であった 4 名が加入する合同労組である申立人が、特殊勤務手当(危険手当)等の未払いに関する事項について、元請会社のうちの 1 社(前田建設工業株式会社)に団交の申し入れをしたが応じなかったため、労組法第 7 条第 2 号に該当するとして申し立てたものである。元請会社が 3 社による J V(共同企業体)であったため、平成 26 年 9 月 30 日に被申立人に残り 2 社(株式会社鴻池組、大日本土木株式会社)が追加された。

組合員は、下請会社に雇用されていたため、元請会社の使用者性や下請会社に対する指導責任等が主な論点となったが、実質的な解決を望む労使双方が歩み寄り、平成 27 年 3 月 9 日の第 6 回調査にて関与和解となった。これに伴い、取下書が提出され、本事件は終結した。

平成 26 年(不)第 2 号前田建設工業事件

申立人	全国一般労働組合全国協議会いわき自由労働組合
被申立人	前田建設工業株式会社(総合工事業) 外 2 社
申立日	平成 26 年 5 月 12 日(労働組合法第 7 条第 2 号)
	委員調査 6 回、審問 0 回
審査委員	審査委員長 (公)平石 典生
	審査委員 (公)伊藤 宏
	参与委員 (労)鈴木 三男、田母神 正広
	(使)佐藤 卓也、豊田 和夫
終結日	平成 27 年 4 月 27 日 関与和解(処理日数 351 日)

国(環境省)が発注した除染作業の下請会社の従業員であった 3 名が加入する合同労組である申立人が、前述の同第 1 号事件と同被申立人に対して、同内容で申し立てたものであり、審査の経過は同 1 号事件と同様であった。平成 26 年 9 月 30 日に、J V 3 社のうちの残り 2 社が被申立人に追加され、平成 27 年 4 月 27 日の第 6 回調査にて関与和解となった。これに伴い、取下書が提出され、本事件は終結した。

なお、不当労働行為事件に関連しては、平成 23 年 3 月 13 日に、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）に基づき、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令第 19 号、当労働委員会では平成 23 年 6 月に「東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年政令第 160 号）」に改称。）が公布・施行された。これを受けて、当労働委員会では、平成 23 年 3 月 23 日に、労働組合法第 27 条第 2 項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第 16 条の 3 第 1 項に定める事件申立期間の満了日を同年 8 月 31 日を限度として延長する手続きを取ったが、適用対象となる事件はなかった。

（2）労働争議の調整

東日本大震災やその復興にかかわる事業に関連して申請のあった事件は、2 件である（表 1）。

この平成 26 年（調）第 1 号事件及び第 2 号事件については、代表者が同一のタクシー会社 2 社に対するあっせん申請である。申請者も同一の労働組合で、平成 23 年度に震災対応として暫定的に引下げに同意した賃金の分配率を元に戻し、さらに上積みするよう、平成 24 年度から要求書の提出や団体交渉を行っていたが、進捗がないため、あっせん申請に至ったものである。申請受付後、労働委員会より、被申請者側にあっせんに応じるよう働きかけたが、被申請者側からは、労使で自主的に解決すべき問題であり、さらに労使で話し合いを行う余地があるため、あっせんに応じない旨の回答があり、これを申請者に伝えたところ、2 件とも申請取下げとなり、事件は終結した。

表 1 東日本大震災関連の労働争議取扱状況

事 件 名	平成 26 年（調）第 1 号事件	平成 26 年（調）第 2 号事件
調整区分	あっせん	あっせん
所 在 地	郡山市	郡山市
業 種	運輸・郵便業	運輸・郵便業
申 請 者	労働組合	労働組合
組合員数	13 名	2 名
申請年月日	平成 26 年 9 月 8 日	平成 26 年 9 月 8 日
終結年月日	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 17 日
調整回数	0 回	0 回
所要日数	71 日	71 日
終結区分	取下げ	取下げ
調整事項	月例賃金の上積み	月例賃金の上積み

（3）個別的労使関係の調整

東日本大震災やその復興にかかわる事業に関連して申請のあった事件は、11 件である

(表2)。

すべて労働者からの申請で、その勤務地は津波と原発事故による甚大な被害を受けた浜通りが10件、中通りが1件となっている。また、東日本大震災やその復興にかかわる事業には、県外からも多くの労働者や企業が参画している状況であり、申請者の出身地及び被申請者である企業(本社)は県外である事件が多いのが特徴的である。

申請者の従事した業務は、除染作業及びその作業員のための宿舍管理・調理等がそれぞれ3件ずつ、原発内作業、河川海岸復旧事業、災害廃棄物選別作業、木材チップの放射線量測定及びフレコンバック梱包作業、玄米の放射能検査がそれぞれ1件ずつとなっている。

調整事項は、不当解雇の損害賠償、賃金や残業手当の支払い、退職事由の変更などが多いが、県外出身の労働者からは、就業のための遠方からの交通費の支払いや宿泊先確保のために復職を希望するなどの要望も見受けられる。

終結区分は、不開始4件、解決3件、打切り3件、取下げ1件となっている。

表2 東日本大震災関連の個別的労使関係取扱状況

調整番号	申請者	調整事項	終結区分
23-3	労働者	1ヶ月分給与相当額及び交通費の支払い	打切り
27-2	労働者	不当解雇による損害の賠償	打切り
28-8	労働者	① 未払い残業手当の請求 ② 会社都合退職の要求	解決
28-9	労働者	① 未払い残業手当の請求 ② 会社都合退職の要求	解決
28-10	労働者	① 解雇無効 ② 労働環境を改善した上での復職 ③ 未払い残業手当の請求	取下げ
29-5	労働者	① 解雇予告手当に準じた日数分の賃金の支払い ② 離職理由の訂正 ③ 採用内定取消しの撤回	不開始
29-10	労働者	有給休暇21日分の支払い	不開始
30-5	労働者	解雇による逸失利益損害の賠償の支払い	解決
3-2	労働者	① 雇用契約期間中の解雇に伴い生じた逸失利益の補償 ② 精神的苦痛に対する損害賠償の支払い	打切り
5-1	労働者	未払い賃金の支払い	不開始
5-2	労働者	未払い賃金の支払い	不開始

なお、震災や復興に関連した事件ではないが、震災発生前日の平成 23 年 3 月 10 日に申請を受け付けた平成 22 年度個別調整第 4 号事件については、震災直後の混乱した時期であったが、5 月 19 日にあっせんを行い、解決している。

(4) 労働相談

東日本震災直後には、工場被災により自宅待機を命ぜられた労働者、燃料不足により自家用車を使用できず出社できなかった労働者、避難指示区域外からの自主避難者などから、欠勤の取扱いや中傷などについての相談が寄せられた。その後も、震災に起因した経営不振による賃金引下げや未払い、復旧作業に携わる労働者の長時間勤務、危険手当搾取などの相談が寄せられており、平成 23 年度から平成 25 年度にかけては、労働相談の約 1 割を震災関連の相談が占めている。この震災関連の相談件数は平成 23 年度の 17 件をピークとして、その後減少傾向にあるが、現在でも、年数件の相談が寄せられている（表 3）。

表 3 東日本大震災関連の年度別労働相談件数

年度 区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
震災 関連	5	17	13	3	6	7	14	11
全 体	151	147	139	102	160	265	273	283

年度 区分	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
震災 関連	15	11	8	9	2	4	2	3
全 体	523	396	376	481	578	655	624	496

(注) 令和 7 年度については、令和 7 年 12 月 31 日現在の数値である。

(出典：福島県「東日本大震災の記録と復興への歩み（平成 25 年 3 月）」

福島県「東日本大震災・原子力災害 10 年の記録（令和 3 年 3 月）」

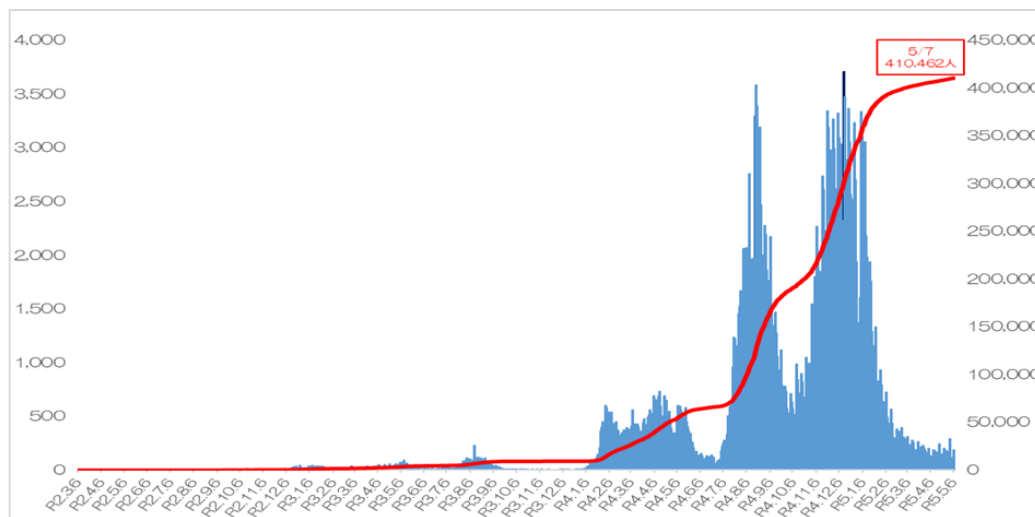
第6節 新型コロナウイルス感染症と労働委員会

1 新型コロナウイルス感染症の概要

令和元年12月に中国湖北省武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症は、その後、全世界に拡大し、世界保健機関（WHO）は、令和2年3月に、「パンデミック（世界的な大流行）」を表明した。国内においても、令和2年1月に初の感染者が確認されてから、令和5年5月に5類感染症に位置づけられるまでの間に、約3,400万人の感染者、74,000人を超える死亡者が報告されている。

この間、国においては、3回の緊急事態宣言、2回のまん延防止等重点措置を発出し、加えて、本県においては、県独自の非常事態宣言や緊急対策が実施された。これにより、都道府県を越えた移動の自粛、学校の臨時休校、飲食店等の営業制限、イベントの中止、在宅勤務やテレワークの推進などの感染拡大防止対策が取られ、社会生活全体が大きな影響を受けた。企業活動の停滞や雇用情勢の悪化も生じたため、それらを改善するために、企業や労働者に対する様々な給付金や助成金の支給などの対策が取られた。

図1 福島県における新型コロナウイルス感染症新規陽性者数（令和5年5月7日まで）



(出典：福島県保健福祉部調べ)

2 労働委員会業務への影響

全国に緊急事態宣言が発出されていた令和2年4月の定例総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とし、公益委員会議のみを開催した。同年5月の定例総会は、対面で開催したものの、「三密」を回避し、座席間の十分な間隔を取るため、通常、総会を開催している公益委員室ではなく、より面積の広い会議室（県庁正庁）を借用して開催したほか、会議時間の短縮を図るため、委員研修会は中止とした。その後も、令和5年5月の5類感染症に位置づけられるまでの間、総会等を対面で開催する場合には、県庁正庁や特別委員会室、自治会館大会議室などの面積の広い会議室を借用して開催した。

また、中央労働委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、長期化を鑑み、緊急事

態宣言下などにおいても、総会や公益委員会会議を開催するため、令和3年2月1日付で、労働委員会規則を改正（令和3年中央労働委員会規則第1号）し、「高度情報通信技術の利用による会議」（令和5年2月（令和5年中央労働委員会規則第1号）により、「映像と音声の送受信による通話の方法による会議」に改称。以下、「ウェブ会議」という。）の導入を図った。この動きを受けて、本県においても、令和2年11月から、ウェブ会議導入の検討を進め、令和3年1月定例総会において、「ウェブ会議の運用方針」（以下、「運用方針」という。）を決定（令和3年2月1日施行）し、各委員による回線接続試験を経て、令和3年5月に初めてのウェブによる定例総会を開催した。なお、この運用方針では、新型コロナウイルス感染症以外の災害などの事由でもウェブ会議を開催できるよう規定しており、台風（令和3年7月、全員）、大雪（令和4年12月、会津地域の2名）の際にも、ウェブによる定例総会が開催されている。

また、令和2年度から令和4年度にかけて、全国やブロックの総会や研修会等の多くが中止、書面開催、ウェブ開催などの対応が取られた。

就職前の高校生や大学生などを対象として実施しているワークルール出前講座においては、感染状況を懸念した実施校からの要望により、ウェブによる講座を2回実施した（令和2年10月、県立只見高校／令和4年2月、しらかわ介護福祉専門学校）。このウェブ講座の実施に当たっては、受講者との距離感を払拭するため、事前に、受講者一人ひとりから働くにあたって興味のある事項を聞き取り、講座の中で触れるなどの工夫を凝らしている。

事務局においては、県の新型コロナウイルス感染症対策本部に応援職員を派遣したほか、在宅勤務や時差出勤などが推奨され、感染拡大防止に配慮しつつ、業務を遂行する体制が取られた。



写真1 令和3年度ブロック総会ウェブ会議の様子



写真2、3 ウェブによるワークルール出前講座の様子（左：講師（石山純恵委員）、右：生徒（只見高校））

表1 各種会議開催状況（令和2年1月～令和6年3月）○対面/▲ウェブ/■書面/×中止

		総会・ 公益委員会	全国・ブロック会議	新型コロナウイルス感染症を巡る状況
令和2年	1月	○		・国内で初感染者確認 ・WHOの緊急事態宣言発出
	2月	○		・指定感染症指定
	3月	○		・県内で初感染者確認 ・WHOのパンデミック宣言発出
	4月	× (公益のみ○)		・緊急事態宣言発出 (7都府県→全国)
	5月	○		・緊急事態宣言解除
	6月	○ (臨時・定例)	全国会長・事務局長会議 × ブロック会長会議 ■ ブロック事務局長会議 × ブロック総会 ■	
	7月	○		
	8月	○	ブロック課長会議 ■	
	9月	○		
	10月	○	全国主管課長会議 ▲ ブロック研修会 ■	
	11月	○	全国総会 ▲	
	12月	○ (定例・公益)		
令和3年	1月	○		・緊急事態宣言発出 (4都府県→11都府県) ・福島県緊急対策開始
	2月	○		・福島県緊急対策終了
	3月	○		・緊急事態宣言解除
	4月	○		・まん延防止等重点措置発出(3府県→33都道府県※福島県8/8～) ・緊急事態宣言発出 (4都府県→21都道府県)
	5月	▲		・福島県非常事態宣言発出、解除
	6月	○	全国会長・事務局長会議 × ブロック会長・事務局長会議 ▲ ブロック総会 ▲	
	7月	▲		・福島県集中対策開始
	8月	▲	ブロック課長会議 ▲	・福島県非常事態宣言発出
	9月	▲		・緊急事態宣言解除 ・まん延防止等重点措置解除 ・福島県非常事態宣言解除
	10月	○(一部▲)	全国主管課長会議 ▲ ブロック研修会 ▲	
	11月	○ (定例・公益)	全国総会 ▲	
	12月	○ (定例・公益)		

	総会・ 公益委員会議	全国・ブロック会議	新型コロナウイルス感染症を巡る状況	
令和4年	1月	▲ (定例・公益)	・まん延防止等重点措置（3県→36都道府県※福島県1/27～） ・福島県非常事態宣言発出	
	2月	▲		
	3月	○	・まん延防止等重点措置解除 ・福島県非常事態宣言解除	
	4月	○ (定例・公益)		
	5月	○		
	6月	○ (臨時・定例)	全国会長・事務局長会議 × ブロック会長・事務局長会議 ▲ ブロック総会 ▲	
	7月	○		
	8月	○	ブロック課長会議 ○	
	9月	○ (定例・公益)		
	10月	○ (定例・公益)	全国主管課長会議 ○ ブロック研修会 ▲	
	11月	○	全国総会 ○	
	12月	○（一部▲）		
令和5年	1月	○		
	2月	○		
	3月	○		
	4月	○		
	5月	○		・5類感染症へ変更
	6月	○	全国会長・事務局長会議 ○ ブロック会長・事務局長会議 ○ ブロック総会 ○	
	7月	○		
	8月	○	ブロック課長会議 ○	
	9月	○		
	10月	○	全国主管課長会議 ○ ブロック研修会 ○	
	11月	○ (定例・公益)	全国総会 ○	
	12月	○ (定例・公益)		
令和6年	1月	○		
	2月	○		
	3月	○		

3 新型コロナウイルス感染症に関連した事件や相談

新型コロナウイルス感染症に関連して、労働委員会が取り扱った事件や相談の概要については、以下のとおりである。

(1) 不当労働行為事件

新型コロナウイルス感染症に関連して申し立てられた事件はなかった。

(2) 労働争議の調整

新型コロナウイルス感染症に関連して申し立てられた事件はなかったが、令和4年(調)第1号(あっせん)事件においては、被申請者が医療機関であったため、参加者の一部がウェブで参加する形で、あっせんが実施された。令和4年12月に実施されたこのあっせんでは、被申請者側の代理人弁護士等2名があっせん会場で出席し、病院長ほか4名がウェブにより参加した。コロナ禍において、当事者があっせんに参加しやすくなるよう配慮したものであり、その結果、医療機関の実質的なトップである病院長がウェブで参加することができた一方で、あっせん委員からは、「会場の出席者とウェブ参加者の統一した見解を把握することが難しく、やりにくかった」との意見もあったため、今後の実施に当たっては、適宜改善も必要である。

なお、このあっせんに先立つ令和4年11月に、「ウェブ会議システムを利用した労働争議あっせん出席要領」を策定し、出席者の遵守事項を定めている。

(3) 個別的労使関係の調整

新型コロナウイルス感染症に関連して申し立てられた事件は2件である。いずれも複数の調整事項がある事案であるが、新型コロナウイルス感染症に関連する部分は、以下のとおりである。

令和2年度個別調整第4号事件においては、ホテルに勤めていた労働者が、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先が臨時休業となり、自宅待機を命ぜられ、さらには、売上の減少に伴う経費削減のため、雇用期間の短縮を求められたため、経済的損失の補償などを申し立てたものである。

令和5年度個別調整第3号事件においては、別居の親族が新型コロナウイルスに罹患し、その濃厚接触者となった労働者が、勤務先から、他の労働者への感染予防のため、社用車内での勤務を命ぜられたことなどをパワハラとして申し立てたものである。

なお、いずれの事件も、被申請者の応諾が得られず、不開始となっている。

表2 新型コロナウイルス感染症関連の個別的労使関係取扱状況

調整番号	申請者	調整事項	終結区分
2-4	労働者	① 経済的損失の補償 ② 会社都合により取得できなかった有給休暇相当額の支払い ③ 精神的苦痛に対する損害賠償の支払い	不開始
5-3	労働者	① 懲戒処分の撤回 ② パワハラにかかる慰謝料請求 ③ 内部通報の受け入れと調査の実施 ④ 人事評価制度における不当評価の撤回と賞与の差額の請求	不開始

(4) 労働相談

本県においては、令和2年3月上旬に、初めての感染者が確認され、学校の臨時休校が始まった。この時期、県外出張を命ぜられた労働者の妻や学校の現業職員から、罹患時の補償や休業手当について、2件の相談が寄せられている。

令和2年度には、年間で41件の相談が寄せられているが、特に、全国に初めての緊急事態宣言が発出された4月から6月の3か月間に寄せられた相談が27件と、集中している。その後、令和3年度に19件、令和4年度に18件の相談が寄せられたが、令和5年度以降は1桁台となっている。

相談内容は、休業手当、解雇、年次有給休暇、賃金未払いなどに関するものが多いが、社内や取引先への罹患者の実名公表の是非、ワクチン未接種を理由とした配置転換など、感染症特有の事由による相談も見受けられる。

表3 新型コロナウイルス感染症関連の年度別労働相談件数

年度区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
コロナ関連	2	41	19	18	8	2	2
全体	396	376	481	578	655	624	496

(注) 令和7年度については、令和7年12月31日現在の数値である。

(出典：厚生労働省「厚生労働白書（令和2～6年度版）」

福島県「福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議資料」

[資料編]

- 1 歴代会長・会長代理名簿
- 2 期別歴代委員名簿
- 3 歴代事務局長名簿

1 歴代会長・会長代理名簿

期 別	期 間	会 長	会長代理
	自 昭 21. 2. 15 至 昭 21. 5. 30	西沢喜洋芽	飛島定城
第 1 期	自 昭 21. 5. 31 至 昭 22. 5. 30	伊藤七司 (22. 4. 20 辞)	飛島定城
第 2 期	自 昭 22. 5. 31 至 昭 23. 8. 2	飛島定城	中村常次郎
第 3 期	自 昭 23. 8. 3 至 昭 24. 8. 2	阿部義次	中村常次郎
第 4 期	自 昭 24. 8. 3 至 昭 25. 8. 2	阿部義次 (24. 12. 25 辞) 片岡政雄 (24. 12. 26 選)	遠藤 一
第 5 期	自 昭 25. 8. 3 至 昭 26. 8. 31	片岡政雄	遠藤 一 (26. 3. 28 辞) 中村常次郎 (26. 4. 6 選)
自第 6 期 至第 7 期	自 昭 26. 9. 1 至 昭 29. 3. 31	片岡政雄	中村常次郎
第 8 期	自 昭 29. 4. 1 至 昭 30. 3. 31	小野崎正明	中村常次郎
第 9 期	自 昭 30. 4. 1 至 昭 31. 4. 30	小野崎正明	平山三喜夫
自第 10 期 至第 14 期	自 昭 31. 5. 1 至 昭 38. 1. 31	和久幸男	平山三喜夫
自第 15 期 至第 16 期	自 昭 38. 2. 1 至 昭 40. 1. 31	和久幸男	平子 忠
自第 17 期 至第 21 期	自 昭 40. 2. 1 至 昭 49. 6. 19	玉山 勇	平子 忠
自第 22 期 至第 28 期	自 昭 49. 6. 20 至 昭 63. 6. 19	土屋芳雄	飯島司康 (62. 5. 10 死) 中村嘉吉 (62. 5. 26 選)
自第 29 期 至第 32 期	自 昭 63. 6. 20 至 平 8. 6. 19	中村嘉吉	片岡正彦
第 33 期	自 平 8. 6. 25 至 平 10. 6. 19	片岡正彦	佐久間庄一
自第 34 期 至第 35 期	自 平 10. 6. 23 至 平 14. 6. 19	片岡正彦	鈴木芳喜

期 別	期 間	会 長	会長代理
第36期	自 平 14. 6. 24 至 平 16. 6. 19	片岡正彦	鈴木芳喜 (15. 12. 16 辞) 相良勝利 (15. 12. 16 選)
自第37期 至第38期	自 平 16. 6. 21 至 平 20. 6. 19	相良勝利	本田哲夫
第39期	自 平 20. 6. 24 至 平 22. 6. 19	本田哲夫	箱木禮子
第40期	自 平 22. 6. 22 至 平 24. 6. 19	本田哲夫	新開文雄
第41期	自 平 24. 6. 26 至 平 26. 6. 19	新開文雄	伊藤 宏
自第42期 至第43期	自 平 26. 6. 24 至 平 30. 6. 19	伊藤 宏	平石典生
自第44期 至第45期	自 平 30. 6. 26 至 令 4. 6. 19	平石典生	吉高神明
第46期	自 令 4. 6. 28 至 令 6. 6. 19	駒田晋一	吉高神明
第47期	自 令 6. 6. 25 現 在	槇 裕康	吉田佳世子

2 期別歴代委員名簿

(注) 1) 区分欄の名称は、旧労組法適用時にあつては、旧法の呼び名とした。
2) 氏名欄の◎印は会長、○印は会長代理。

(昭和21. 2. 15～21. 5. 30)

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
第三者委員 (公益委員)	◎西澤喜洋芽	福島高等商業学校長	
	○飛島定城	福島民報社主筆	
	川田正智	須賀川町長	
	田中利勝	農業	
	松本忠雄	弁護士	
労働者委員	加藤木誠一郎	商業	
	佐藤晋六	日東紡績(株)郡山工場	昭21. 3.28 辞任
	鈴木文雄	日本民主主義研究会	
	星野直治	昭和電工(株)広田工場労働組合組合長	
	武藤武雄	常磐炭砒湯本砒労働組合組合長	
久保喜男	東北配電(株)福島支店	昭21. 4.1 任命	
使用者委員	浅間久雄	協三工業(株)専務取締役工場長	
	飯塚吉治	日本蚕種製造(株)福島工場長	
	大越新	入山砒業(株)取締役綴礦業所長	
	大原重周	昭和電工(株)専務取締役喜多方工場長	
	鈴木善九郎	福島県木材(株)社長	

第1期委員 (昭和21. 5. 31～22. 5. 30)

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
第三者委員 (公益委員)	◎伊藤七司	無職	昭22. 4.20 辞任
	○飛島定城	福島民報社主筆	
	飯澤高	弁護士	
	中村常次郎	福島経済専門学校教授	
	柳沼澤介	婦人画報社社長	
労働者委員	猪狩勝巳	常磐炭砒職員労働組合常磐製作所支部長	
	植村鶴吉	仙台鉄道局郡山工機部従業員組合執行委員長	
	久保喜男	東北配電(株)福島支店	
	佐藤一弥	全日本化学産業労働組合福島県支部長	
	弘中一雄	古河砒業(株)好間砒業所医師	昭21. 6.21 辞任
	武田昇	古河砒業(株)好間砒業所	昭21. 9.13 任命
使用者委員	浅間久雄	協三工業(株)専務取締役工場長	
	下田与吉	福島電鉄(株)専務取締役	
	鈴木善九郎	福島県木材(株)社長	
	堀尾喜一	日東紡(株)郡山第2工場長	
	松本栄一	隅田川砒業(株)取締役	

第2期委員 (昭和22. 5. 31～23. 8. 2)

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
第(公益)三者委員	◎飛島定城	福島民報社主筆	昭22.11.12 辞任 昭23. 1.28 任命
	○中村常次郎	福島経済専門学校教授	
	阿部義次	弁護士	
	真木 桓	弁護士	
	山口光三	喜多方町長	
	多田吾助	福島市キリスト教会牧師	
労働者委員	井上悟郎	協三工業(株)労働組合組合長	昭22. 7.30 辞任 昭23. 1.28 任命
	植村鶴吉	仙台鉄道局郡山工機部従業員組合執行委員長	
	佐藤一弥	福島県労働組合会議議長	
	武田昇	古河好間炭破労働組合副組合長	
	三輪行治	電気産業労働組合中央代議員	
	佐藤晋六	総同盟福島県連合会長	
使用者委員	篠崎平馬	福島物産(株)社長	
	清水 実	(株)田辺製作所専務取締役	
	下田与吉	福島電鉄(株)専務取締役	
	鈴木善九郎	福島県木材(株)社長	
	松本栄一	隅田川礦業(株)取締役	

第3期委員 (昭和23. 8. 3～24. 8. 2)

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
第(公益)三者委員	◎阿部義次	弁護士	
	○中村常次郎	福島経済専門学校教授	
	石井貞二	福島民報社主筆	
	北畠雄太郎	県会議員	
	小林七之助	猪苗代町長	
労働者委員	川島芳夫	昭和電工(株)喜多方工場労働組合執行委員長	
	熊谷亀寿	全国教員組合中央委員	
	佐藤晋六	日東紡績(株)福島工場	
	鈴木富美雄	白河地方労働組合協議会議長	
	田畑金光	日本労働組合総同盟中央委員	
使用者委員	安部恒雄	日東紡績(株)取締役郡山第2工場長	昭23.10. 8 辞任 昭23.10.31 任命
	草野四郎	(株)田辺製作所取締役	
	鈴木善九郎	会津貨物自動車(株)取締役	
	下田与吉	福島電鉄(株)専務取締役	
	中村一雄	東北ドック(株)取締役福島工場長	
大場 圀雄	日本水素工業(株)取締役総務部長		

石炭特別委員会 (昭和 23. 3. 10~24. 6. 10)

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
第三者委員	◎市井 茂	弁護士	昭 23. 8. 3 解任
	○中村 常次郎 (地労委委員兼)	福島経済専門学校教授	
	○中山 春男	福島市助役 (前本地労委事務局長)	昭 23.10. 6 任命
	橋本 正男	弁護士	
労働者委員	影山 清春	常磐炭鉱(株)磐城鉱業所勤務	昭 23. 8.16 解任
	武田 昇 (地労委委員兼)	古河好間炭鉱労働組合副組合長	
	渡辺 兼太郎	常磐炭鉱(株)労働組合書記長	昭 23. 8.16 任命
	草野 忠治	神之山鉱業所勤務	
使用者委員	松本 栄一 (地労委委員兼)	隅田川炭鉱業(株)取締役	
	水野 敏之亮	寿炭鉱(株)綴鉱業所取締役	
	森 勝次	東部石炭鉱業連盟茨城県支部長	

第4期委員 (昭和 24. 8. 3~25. 8. 2)

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎阿部 義次	弁護士	昭 24.12. 25 会長辞任 昭 25. 1.13 辞任
	◎片岡 政雄	弁護士	
	○遠藤 一	弁護士	昭 24.12. 26 会長就任 昭 25. 1.13 任命
	石井 貞二	福島民報社編集局長	
	中村 常次郎	福島大学経済学部長	
	菊池 郁二郎	弁護士	
労働者委員	久保 喜男	福島地区労働組合会議議長	
	川島 芳夫	昭和電工(株)喜多方工場労働組合執行委員長	
	田畑 金光	日本労働組合総同盟福島県連合会長	
	塚原 迪郷	日本曹達(株)会津工場労働組合会計監事	
	渡辺 兼太郎	常磐炭砒労働組合書記長	
使用者委員	江橋 力	東北振興アルミニウム(株)取締役	
	下田 与吉	福島電鉄(株)専務取締役	
	中村 一雄	東北ドック(株)取締役福島工場長	
	中山 俊夫	日本発送電(株)猪苗代支社長	
	松本 栄一	隅田川炭砒(株)専務取締役	

第5期委員（昭和25.8.3～26.8.31）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎片岡政雄	弁護士	昭26.3.28 会長代理辞任 昭26.3.28 辞任 昭26.4.6 会長代理就任 昭25.12.5 辞任 昭25.12.22 任命 昭26.5.25 任命 昭26.6.11 辞任
	○遠藤一	弁護士	
	○中村常次郎	福島大学経済学部長	
	石井貞二	福島民報社編集局長	
	菊池郁二郎	弁護士	
	稲津巳喜二	共同通信社福島支局長	
	遠藤一	弁護士	
労働者委員	菊地忠雄	電気産業労働組合福島県支部執行委員長	昭26.3.28 辞任 昭26.5.25 任命 昭26.3.28 辞任 昭26.5.25 任命 昭26.3.28 辞任 昭26.5.25 任命
	小林裕	昭和電工(株)広田工場労働組合執行委員長	
	鈴木兵伍	全日通労働組合福島支部執行委員長	
	田畑金光	日本労働組合総同盟福島県連合会長	
	本田辰男 斎藤茂雄	常磐炭砒労働組合内郷支部委員 常磐炭砒労働組合格長	
使用者委員	三井尚志	日本化学工業(株)取締役三春工場長	
	下田与吉	福島電鉄(株)専務取締役	
	鈴木善九郎	鈴善工業(株)取締役社長	
	松本栄一	隅田川炭砒(株)専務取締役	
	山県孝雄	呉羽化学工業(株)取締役錦工場副工場長	

第6期委員（昭和26.9.1～27.9.30）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎片岡政雄	弁護士	
	○中村常次郎	福島大学経済学部長	
	石黒巖	協立経理経営相談所長	
	稲津巳喜二	共同通信社福島支局長	
	小野崎正明	弁護士	
労働者委員	磯部登	昭和電工(株)広田工場労働組合副委員長 常磐炭砒(株)労働組合組合格長 全日通労働組合福島支部執行委員長 日本産業労働組合総同盟福島県連合会会長	
	小林裕		
	斎藤茂雄		
	鈴木兵伍		
	田畑金光		
使用者委員	海老根正巳	日本通運(株)郡山支店長	
	下田与吉	福島電鉄(株)専務取締役	
	鈴木善九郎	鈴善工業(株)取締役社長	
	山県孝雄	呉羽化学工業(株)取締役錦工場副工場長	
	松本栄一	隅田川炭砒(株)専務取締役	

第7期委員（昭和27.10.1～29.3.31）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎片岡政雄	弁護士	昭28.2.15 辞任 昭27.10.31 辞任 昭27.11.1 任命 昭28.4.10 任命
	○中村常次郎	福島大学経済学部長	
	石黒巖	協立経理経営相談所長	
	稲津巳喜二	共同通信社福島支局長	
	小野崎正明	弁護士	
	平山三喜夫	弁護士	
	和久幸男	福島民友新聞社社長	
労働者委員	足利忠	昭和電工(株)広田工場労働組合執行委員長	昭28.3.23 辞任 昭28.5.10 任命
	磯部登	電気産業労働組合福島県支部福島分会	
	斎藤茂雄	常磐炭砒(株)労働組合組合長	
	鈴木兵伍	全日通労働組合福島県支部委員長	
	田畑金光	総同盟福島県連合会会長	
	藤間雄一	総同盟福島県連合会書記長	
使用者委員	下田与吉	福島電鉄(株)専務取締役	
	鈴木善九郎	鈴善工業(株)取締役社長	
	寺門精太郎	日本通運(株)郡山支店長	
	松本栄一	東部石炭鉱業連盟専務理事	
	山県孝雄	呉羽化学(株)錦工場工場長	

第8期委員（昭和29.4.1～30.3.31）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎小野崎正明	弁護士	
	○中村常次郎	東京大学教授	
	石黒巖	石黒経理相談所長	
	平山三喜夫	弁護士	
	和久幸男	福島民友新聞社社長	
労働者委員	足利忠	昭和電工(株)広田工場労働組合執行委員	
	磯野清治	常磐炭砒労働組合組合長	
	磯部登	東北電力労組福島支店分会執行委員長	
	佐々木英雄	原町紡績(株)労働組合執行委員長	
	鈴木兵伍	全日通労働組合福島県支部執行委員	
使用者委員	大場罔雄	日本水素工業(株)常務取締役小名浜工場長	
	山王丸茂	福島県経営者協会連合会事務局長	
	下田与吉	福島電鉄(株)専務取締役	
	松本栄一	東部石炭鉱業連盟専務理事	
	秀瀬日吉	(株)郡山製作所取締役社長	

第9期委員（昭和30.4.1～31.4.30）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎小野崎 正 明	弁護士	
	○平 山 三喜夫	弁護士	
	玉 山 勇	福島大学経済学部教授	
	平 子 忠	福島県信用保証協会専務理事	
	和 久 幸 男	福島民友新聞社社長	
労働者委員	安 部 隆 吉	全日通労働組合福島県支部長	
	磯 野 清 治	常磐炭砒株労働組合組合長	
	磯 部 登	東北電力労働組合福島支店分会長	昭30.11.1 辞任
	斎 藤 茂	昭和電工(株)喜多方工場労働組合執行委員長	
	藤 間 雄 一	総同盟福島県連合会書記長	
使用者委員	佐 藤 仲	東北電力(株)労働組合福島県支部執行委員長	昭30.12.1 任命
	大 場 罔 雄	日本水素工業(株)常務取締役小名浜工場長	
	山王丸 茂	福島県経営者協会連合会事務局長	
	下 田 与 吉	福島電鉄(株)専務取締役	
	松 本 栄 一	東部石炭鉱業連盟専務理事	
吉 村 誠一郎	三菱電機郡山工場長	昭31.2.29 辞任	

第10期委員（昭和31.5.1～32.5.31）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎和 久 幸 男	福島民友新聞社社長	
	○平 山 三喜夫	弁護士	
	玉 山 勇	福島大学経済学部教授	
	綱 沢 利 平	弁護士	
	平 子 忠	福島県信用保証協会専務理事	
労働者委員	安 部 隆 吉	全日通労組福島支部執行委員長	
	磯 野 清 治	常磐炭砒株労組組合長	昭32.4.24 辞任
	斎 藤 茂	昭和電工(株)喜多方工場労組執行委員長	昭31.7.31 辞任
	佐 藤 仲	東北電力(株)労組福島県支部執行委員長	
	藤 間 雄 一	総同盟福島県連合会書記長	
使用者委員	永 井 栄 一	日本曹達(株)会津工場労組執行委員	昭31.8.21 任命
	岡 部 三喜雄	保土ヶ谷化学工業(株)郡山工場長	
	小 沢 金 邦	白河パルプ工業(株)白河工場取締役工場長	
	山王丸 茂	福島県経営者協会連合会事務局長	
	下 田 与 吉	福島電鉄(株)専務取締役	
松 本 栄 一	東部石炭鉱業連盟専務理事		

第11期委員 (昭和32. 6. 1～33. 11. 30)

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎和久幸男	福島民友新聞社社長	
	○平山三喜夫	弁護士	
	玉山勇	福島大学経済学部教授	
	土屋芳雄	弁護士	
	平子忠	福島県信用保証協会専務理事	
労働者委員	安部隆吉	全日通労組福島支部執行委員長	
	菊地勇	常磐炭砒(株)労組副組合長	
	斎藤茂雄	全国石炭鉱業労組常磐地方本部執行委員長	
	永井栄一	日本曹達(株)会津工場労組執行委員	
	本田栄一	東北電力(株)労組福島県支部書記長	昭32.12.28 辞任
佐藤 仲	東北電力(株)労組福島県支部執行委員長	昭33. 2. 1 任命	
使用者委員	岡部三喜雄	保土ヶ谷化学工業(株)郡山工場長	
	小沢金邦	白河パルプ工業(株)白河工場取締役工場長	
	山王丸茂	福島県経営者協会連合会事務局長	
	下田与吉	福島電鉄(株)専務取締役	
	松本栄一	東部石炭鉱業連盟専務理事	

第12期委員 (昭和33. 12. 1～36. 1. 31)

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎和久幸男	福島民友新聞社社長	
	○平山三喜夫	弁護士	
	玉山勇	福島大学経済学部長	
	土屋芳雄	弁護士	
	平子忠	福島県信用保証協会専務理事	
労働者委員	足利 忠	昭和電工(株)東長原工場社員	
	安部隆吉	全日通労組福島支部執行委員長	
	菅野信一	古河好間炭砒労組組合長	
	小林峯一	総同盟福島県連合会会長	
	内藤三千男	東北電力(株)労組福島県支部執行委員長	
使用者委員	青木康雄	東部石炭鉱業連盟専務理事	
	岡部三喜雄	保土ヶ谷化学工業(株)郡山工場長	昭34. 2.28 辞任
	小沢金邦	白河パルプ工業(株)白河工場取締役副工場長	
	山王丸茂	福島県経営者協会連合会専務理事	
	下田与吉	福島電鉄(株)取締役社長	
兼子俊一	東北工業(株)取締役社長	昭34. 3.1 任命	

第13期委員（昭和36.2.1～37.1.31）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎和久幸男	福島民友新聞社社長	
	○平山三喜夫	弁護士	
	玉山勇	福島大学経済学部長	
	土屋芳雄	弁護士	
	平子忠	福島県信用保証協会専務理事	
労働者委員	安部隆吉	全日通労組福島支部執行委員長	
	石田藤男	昭和電工(株)労組喜多方支部執行委員長	
	菅野信一	古河好間炭珉労組組合長	
	佐藤繁夫	常磐炭破労組磐城鉱業所員	
	内藤三千男	東北電力(株)労組福島県支部執行委員長	
使用者委員	青木康雄	東部石炭鉱業連盟専務理事	
	小沢金邦	白河パルプエ業(株)白河工場工場長	
	兼子俊一	東北工業(株)取締役社長	
	山王丸茂	福島県経営者協会連合会専務理事	
	下田与吉	福島電鉄(株)取締役会長	

第14期委員（昭和37.2.1～38.1.31）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎和久幸男	福島民友新聞社社長	
	○平山三喜夫	弁護士	
	玉山勇	福島大学経済学部長	
	土屋芳雄	弁護士	
	平子忠	福島県信用保証協会専務理事	
労働者委員	安積義朗	東北電力(株)労組福島県支部副執行委員長	
	安部隆吉	全日通労組福島支部執行委員長	
	猪狩正男	常磐炭珉労組組合長	
	石田藤男	昭和電工(株)労組喜多方支部常任委員会議長	
	菅野信一	古河好間炭珉労組組合長	
使用者委員	青木康雄	東部石炭鉱業連盟専務理事	
	兼子俊一	東北工業(株)取締役社長	
	小沢金邦	白河パルプエ業(株)白河工場工場長	
	山王丸茂	福島県経営者協会連合会専務理事	
	下田与吉	福島電鉄(株)取締役会長	

第15期委員（昭和38.2.1～39.1.31）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎和久幸男	福島民友新聞社社長	
	○平子忠	福島県信用保証協会専務理事	
	長田弘	弁護士	
	玉山勇	福島大学経済学部長	
	土屋芳雄	弁護士	
労働者委員	安積義朗	東北電力(株)労組福島県支部副執行委員長	
	安部隆吉	全日通労組福島支部執行委員長	
	猪狩正男	常磐炭砒労組組合長	
	内堀正男	日本曹達(株)会津工場労組執行委員長	
	菅野信一	古河好間炭砒労組組合長	
使用者委員	青木康雄	東部石炭鉱業連盟専務理事	
	小沢金邦	白河パルプ工業(株)白河工場取締役工場長	
	兼子俊一	東北工業(株)取締役社長	
	佐野常德	伊達製鋼(株)専務取締役	
	山王丸茂	福島県経営者協会連合会専務理事	

第16期委員（昭和39.2.1～40.1.31）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎和久幸男	福島民友新聞社社長	
	○平子忠	福島県信用保証協会専務理事	
	長田弘	弁護士	
	玉山勇	福島大学経済学部長	
	土屋芳雄	弁護士	
労働者委員	安積義朗	東北電力(株)労組福島県支部執行委員	昭39.8.4 辞任
	安部隆吉	全日通労組福島支部執行委員長	
	猪狩正男	常磐炭砒労組組合長	昭39.9.10 辞任
	内堀正男	日本曹達(株)会津工場労組執行委員長	
	菅野信一	古河好間炭砒労組組合長	昭39.8.4 辞任
	阿部俊二	東北電力(株)労組福島県支部執行委員長	昭39.9.1 任命
	和田敬久	福島県労働組合協議会事務局長	昭39.9.1 任命
石幡雄二	常磐炭砒労組組合長	昭39.10.1 任命	
使用者委員	青木康雄	東部石炭鉱業連盟専務理事	
	小沢金邦	白河パルプ工業(株)白河工場取締役工場長	
	兼子俊一	東北工業(株)取締役社長	
	佐野常德	伊達製鋼(株)専務取締役	
	山王丸茂	福島県経営者協会連合会専務理事	

第17期委員（昭和40.2.1～41.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎玉山 勇	福島大学経済学部教授	
	○平子 忠	福島県信用保証協会専務理事	
	飯島 司 康	公認会計士	
	長田 弘	弁護士	
	土屋 芳 雄	弁護士	
労働者委員	阿部 俊 二	東北電力(株)労組福島県支部執行委員長	
	安部 隆 吉	全日通労組福島支部執行委員	
	石幡 雄 二	常磐炭砒労組組合長	
	内堀 正 男	日本曹達(株)会津工場労組執行委員長	
	和田 敬 久	福島県労働組合協議会事務局長	
使用者委員	青木 康 雄	東部石炭鉱業連盟専務理事	
	兼子 俊 一	東北工業(株)取締役社長	
	佐野 常 徳	(株)福島製作所常任監査役	
	山王丸 茂	福島県経営者協会連合会専務理事	
	松浦 久 一	(株)松浦高压機械製作所取締役社長	

第18期委員（昭和41.6.20～43.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎玉山 勇	福島大学経済学部教授	
	○平子 忠	福島県信用保証協会専務理事	
	飯島 司 康	公認会計士	
	長田 弘	弁護士	
	土屋 芳 雄	弁護士	
労働者委員	阿部 俊 二	東北電力(株)労組福島県支部執行委員長	
	安部 隆 吉	全日通労組福島支部執行委員	
	石幡 雄 二	常磐炭砒労組組合長	
	内堀 正 男	日曹金属会津製錬所執行委員長	
	和田 敬 久	福島県労働組合協議会議長	
使用者委員	青木 康 雄	(財)東部石炭懇話会専務理事	
	兼子 俊 一	東北工業(株)取締役社長	
	佐野 常 徳	(株)福島製作所常任監査役	
	山王丸 茂	福島県経営者協会連合会専務理事	
	松浦 久 一	(株)松浦高压機械製作所取締役社長	

第19期委員 (昭和43.6.20~45.6.19)

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎玉山 勇	福島大学経済学部教授	
	○平子 忠	福島県信用保証協会専務理事	
	飯島 司 康	公認会計士	
	長田 弘	弁護士	
	土屋 芳 雄	弁護士	
労働者委員	阿部 俊 二	東北電力(株)労組福島県支部執行委員長	昭44.6.26 辞任
	安部 隆 吉	全日通労組福島支部執行委員	
	稲毛 喜代三	福島県労働組合協議会事務局長	
	木村 太郎	合化労連日本水素労組執行委員	
	芳賀 定 雄	常磐炭砒労組組合長	
	本田 栄 一	東北電力(株)労組福島支部長	昭44.7.11 任命
使用者委員	青木 康 雄	(財)東部石炭懇話会専務理事	
	兼子 俊 一	東北工業(株)取締役社長	
	佐藤 俊 夫	金門精工(株)取締役社長	
	山王丸 茂	福島県経営者協会連合会専務理事	
	松浦 久 一	(株)松浦高压機械製作所取締役社長	

第20期委員 (昭和45.6.20~47.6.19)

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎玉山 勇	福島大学経済学部教授	
	○平子 忠	福島県信用保証協会専務理事	
	飯島 司 康	公認会計士	
	長田 弘	弁護士	
	土屋 芳 雄	弁護士	
労働者委員	安部 隆 吉	全日通労組福島支部特別執行委員	
	稲毛 喜代三	福島県労働組合協議会事務局長	
	木村 太郎	合化労連日本水素労組執行委員	
	芳賀 定 雄	常磐炭砒労組組合長	
	本田 栄 一	東北電力(株)労組福島支部長	
使用者委員	青木 康 雄	(財)東部石炭懇話会専務理事	
	兼子 俊 一	東北工業(株)取締役社長	
	佐藤 俊 夫	金門精工(株)取締役社長	
	山王丸 茂	福島県経営者協会連合会専務理事	
	松浦 久 一	(株)松浦高压機械製作所取締役社長	

第21期委員（昭和47.6.20～49.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎玉山 勇	福島大学経済学部教授	
	○平子 忠	無職	
	飯島 司 康	公認会計士	
	長田 弘	弁護士	
	土屋 芳 雄	弁護士	
労働者委員	稲毛 喜代三	福島県労働組合協議会事務局長	
	芳賀 定 雄	常磐西部炭砒労組組合長	
	本田 栄 一	全日本労働総同盟福島地方同盟会長	
	和田 敬 久	福島県労働組合協議会議長	
	渡辺 国 衛	福島交通労組執行委員長	
使用者委員	青木 康 雄	(財)東部石炭懇話会専務理事	
	兼子 俊 一	東北工業(株)取締役社長	
	佐藤 俊 夫	金門精工(株)取締役社長	
	山王丸 茂	福島県経営者協会連合会専務理事	
	松浦 久 一	(株)松浦高压機械製作所取締役社長	

第22期委員（昭和49.6.20～51.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎土屋 芳 雄	弁護士	
	○飯島 司 康	公認会計士	
	安斎 利 昭	弁護士	
	高山 聰	福島県信用保証協会専務理事	
	中村 嘉 吉	福島大学経済学部教授	
労働者委員	稲毛 喜代三	福島県労働組合協議会事務局長	
	芳賀 定 雄	常磐西部炭砒労組組合長	
	花泉 照 夫	合化労連日本曹達労組会津支部執行委員長	
	本田 栄 一	全日本労働総同盟福島地方同盟会長	
	渡辺 国 衛	私鉄総連福島交通労組執行委員長	
使用者委員	青木 康 雄	(財)東部石炭懇話会専務理事	
	兼子 俊 一	東北工業(株)取締役社長	
	佐藤 俊 夫	金門精工(株)取締役社長	
	山王丸 茂	福島県経営者協会連合会専務理事	
	松浦 久 一	(株)松浦高压機械製作所取締役社長	

第23期委員（昭和51.6.20～53.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎土屋芳雄	弁護士	
	○飯島司康	公認会計士	
	安斎利昭	弁護士	
	高山聰	福島県信用保証協会専務理事	
	中村嘉吉	福島大学経済学部教授	
労働者委員	稲毛喜代三	福島県労働組合協議会事務局長	
	高橋力雄	全日本労働総同盟福島地方同盟会長	
	花泉照夫	合化労連日本曹達労組会津支部執行委員長	
	藤間雄一	総同盟福島県連合会書記長	
	渡辺国衛	私鉄総連福島交通労組執行委員長	
使用者委員	青木康雄	(財)東部石炭懇話会専務理事	昭52.11.4死亡
	兼子俊一	東北工業(株)取締役社長	
	佐藤四郎	北芝電機(株)取締役総務部長	
	山王丸茂	福島県経営者協会連合会専務理事	
	松浦久一	(株)松浦高圧機械製作所取締役社長	
鈴木正夫	(株)常磐製作所代表取締役専務	昭52.12.15任命	

第24期委員（昭和53.6.20～55.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎土屋芳雄	弁護士	
	○飯島司康	公認会計士	
	安斎利昭	弁護士	
	高山聰	福島県信用保証協会専務理事	
	中村嘉吉	福島大学経済学部教授	
労働者委員	稲毛喜代三	福島県労働組合協議会事務局長	昭54.10.31辞任
	熊谷正	電機労連福島地方協議会議長	
	高橋力雄	全日本労働総同盟福島地方同盟副会長	
	藤間雄一	全日本労働総同盟福島地方同盟会長	
	渡辺国衛	私鉄総連福島交通労働組合執行委員長	
西実	福島県労働組合協議会組織部長	昭54.12.19任命	
使用者委員	兼子俊一	東北工業(株)取締役社長	
	佐藤四郎	北芝電機(株)取締役総務部長	
	山王丸茂	福島県経営者協会連合会専務理事	
	鈴木正夫	(株)常磐製作所代表取締役専務	
	根本幸一	東北ポール(株)取締役白河事業部長	

第25期委員 (昭和55. 6. 20~57. 6. 19)

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎土屋芳雄	弁護士	
	○飯島司康	公認会計士	
	安斎利昭	弁護士	
	小林好久	福島県収用委員会委員	
	中村嘉吉	福島大学経済学部教授	
労働者委員	熊谷正	電機労連福島地方協議会議長	
	高橋力雄	全日本労働総同盟福島地方同盟副会長	
	西実	福島県労働組合協議会組織部長	
	藤間雄一	全日本労働総同盟福島地方同盟会長	
	渡辺国衛	私鉄総連福島交通労働組合執行委員長	
使用者委員	兼子俊一	東北工業㈱代表取締役社長	
	佐藤四郎	福島県経営者協会連合会専務理事	
	山王丸茂	福島県経営者協会連合会専務理事	
	平川善司	常磐興産㈱常磐ハワイアンセンター取締役総支配人	
	根本幸一	東北ポール㈱取締役白河事業部長	

第26期委員 (昭和57. 6. 20~59. 6. 19)

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎土屋芳雄	弁護士	
	○飯島司康	公認会計士	
	安斎利昭	弁護士	
	小林好久	福島県収用委員会委員	
	中村嘉吉	福島大学経済学部教授	
労働者委員	熊谷正	電機労連福島地方協議会議長	
	高橋力雄	全日本労働総同盟福島地方同盟副会長	
	西実	福島県労働組合協議会組織部長	
	藤間雄一	全日本労働総同盟福島地方同盟会長	
	渡辺国衛	私鉄総連福島交通労働組合執行委員長	
使用者委員	兼子俊一	東北工業㈱代表取締役社長	昭58.10.16 死亡
	佐藤四郎	福島県経営者協会連合会専務理事	
	山王丸茂	福島県経営者協会連合会専務理事	
	平川善司	常磐興産㈱常磐ハワイアンセンター取締役総支配人	
	根本幸一	東北ポール㈱取締役白河事業部長	
	作田正治	作田電機㈱代表取締役社長	昭58.12. 6 任命

第27期委員（昭和59.6.20～61.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎土屋芳雄	弁護士	
	○飯島司康	公認会計士	
	片岡正彦	弁護士	
	小林好久	福島県収用委員会委員	
	中村嘉吉	福島大学経済学部教授	
労働者委員	熊谷正	電機労連福島地方協議会議長	
	高橋力雄	全日本労働総同盟福島地方同盟副会長	
	藤間雄一	全日本労働総同盟福島地方同盟会長	
	渡辺国衛	私鉄総連福島交通労働組合特別執行委員	
	西実	福島県労働組合協議会組織部長	昭59.7.11 辞任
会田長栄	福島県労働組合協議会議長	昭59.10.2 任命	
使用者委員	大塚静義	小名浜海陸運送(株)代表取締役専務	昭61.3.26 辞任
	作田正治	作田電機(株)代表取締役会長	
	佐藤四郎	福島県経営者協会連合会専務理事	
	山王丸茂	福島県経営者協会連合会専務理事	
	根本幸一	赤面山総合開発(株)取締役会長	

第28期委員（昭和61.6.20～63.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎土屋芳雄	弁護士	
	○飯島司康	公認会計士	昭62.5.10 死亡
	○中村嘉吉	福島大学名誉教授	昭62.5.26 会長代理
	片岡正彦	弁護士	
	鏝水武夫	(元福島県商工労働部長)	
鈴木守	公認会計士	昭62.6.9 任命	
労働者委員	会田長栄	福島県労働組合協議会議長	
	坂本邦男	全日本労働総同盟福島地方同盟書記長	
	杉内四郎	電機労連福島地方協議会事務局長	
	高橋力雄	全日本労働総同盟福島地方同盟会長	
	湯田忠行	運輸労連福島県連合会執行委員長	
使用者委員	太田英明	磐洋信用金庫理事長	
	作田正治	作田電機(株)代表取締役会長	
	佐藤四郎	福島県経営者協会連合会専務理事	
	山王丸茂	福島県経営者協会連合会専務理事	
	根本幸一	赤面山総合開発(株)取締役会長 財白河市都市整備公社副理事長	

第29期委員（昭和63.6.20～平成2.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎中村嘉吉	福島大学名誉教授	
	○片岡正彦	弁護士	
	鈴木守	公認会計士	
	鈴木芳喜	弁護士	
	鍵水武夫	(元福島県商工労働部長)	
労働者委員	会田長栄	福島県労働組合協議会議長	平元. 2. 2 辞任
	坂本邦男	福島県労働総同盟書記長	
	杉内四郎	電機労連福島地方協議会事務局長	
	高橋力雄	福島県労働総同盟会長	
	湯田忠行	運輸労連福島県連合会執行委員長	
	花泉照夫	福島県労働組合協議会事務局長	平元. 4.10 任命
使用者委員	太田英明	磐洋信用金庫理事長	
	作田正治	作田電機(株)代表取締役会長	
	佐藤四郎	福島県経営者協会連合会専務理事	
	山王丸茂	福島県経営者協会連合会専務理事	
	根本幸一	白河地区経営者協会会長	

第30期委員（平成2.6.20～4.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎中村嘉吉	文教大学情報学部教授	
	○片岡正彦	弁護士	
	鈴木守	公認会計士	
	鈴木芳喜	弁護士	
	鍵水武夫	(元福島県商工労働部長)	
労働者委員	生田弘	全電通福島県支部執行委員長	
	高橋雄次	富士通労働組合会津支部執行委員長 連合福島会長代行	
	高橋力雄	全金同盟福島地方金属副委員長・連合福島副会長	
	湯田忠行	運輸労連福島県連合会執行委員長	
	和合正義	連合福島事務局長	
使用者委員	本田英明	磐洋信用金庫理事長	
	木村精橘	会津乗合自動車(株)代表取締役社長	
	小針健治	福島信用販売(株)代表取締役社長	
	佐藤四郎	福島県経営者協会連合会専務理事	
	根本幸一	白河地区経営者協会会長	

第31期委員（平成4. 6. 20～6. 6. 19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎中村嘉吉	福島大学名誉教授	
	○片岡正彦	弁護士	
	佐久間庄一	福島県土地開発公社理事長(元福島県商工労働部長)	
	三部久夫	公認会計士	
	鈴木芳喜	弁護士	
労働者委員	生田弘	全電通福島県支部執行委員長	平5. 6.11 辞任
	高橋雄次	電機連合福島地方協議会議長・連合福島会長	
	高橋力男	ゼンキン連合福島副執行委員長・連合福島参与	
	湯田忠行	連合福島参与	
	和合正義	連合福島事務局長	
斎藤孝雄	情報労連福島県協議会議長・連合福島副会長	平5. 8.26 任命	
使用者委員	金成通之	(株)勿来製作所代表取締役	
	木村精橋	会津乗合自動車(株)代表取締役社長	
	小針健治	福島信用販売(株)代表取締役社長	
	佐藤四郎	福島県経営者協会連合会専務理事	
	根本幸一	白河地区経営者協会会長・白河地区経営者協会顧問	

第32期委員（平成6. 6. 20～8. 6. 19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎中村嘉吉	福島大学名誉教授	
	○片岡正彦	弁護士	
	佐久間庄一	(元福島県商工労働部長)	
	三部久夫	公認会計士	
	鈴木芳喜	弁護士	
労働者委員	吾妻紀夫	連合福島会長代行・私鉄福島交通労組執行委員長	平6.10.31 辞任
	大星輝明	連合福島副会長・ゼンセン同盟福島県支部長	
	斎藤孝雄	連合福島副会長・全電通労組福島県支部執行委員長	
	高橋雄次	連合福島会長・富士通労組会津支部執行委員長	
	和合正義	連合福島事務局長	
笠井久吾	連合福島副会長・リズム時計労組会津支部執行委員長	平6.12.26 任命	
使用者委員	金成通之	(株)勿来製作所代表取締役	
	小針健治	福島県中部経営者協会会長	
		福島信用販売(株)代表取締役社長	
	佐藤四郎	福島県経営者協会連合会専務理事	
	高木厚保	会津地区経営者協会副会長	
	若松ガス(株)代表取締役社長		
根本幸一	白河地区経営者協会顧問		

第33期委員（平成8.6.20～10.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎片岡正彦	弁護士	
	○佐久間庄一	(元福島県商工労働部長)	
	相良勝利	福島大学経済学部教授	
	三部久夫	公認会計士	
	鈴木芳喜	弁護士	
労働者委員	吾妻紀夫	連合福島会長代行・私鉄福島交通労組執行委員長	平9.1.31 辞任
	笠井久吾	連合福島副会長・リズム時計労組会津支部執行委員長	
	斎藤孝雄	連合福島副会長・全電通労組福島県支部執行委員長	
	高橋雄次	連合福島会長・富士通労組会津支部執行委員長	
	廣嶋良助	ゼンセン同盟福島県支部長・連合福島副会長	平9.3.27 任命
	和合正義	連合福島事務局長	
使用者委員	金成通之	(株)勿来製作所代表取締役・いわき地区経営者協会監事	
	菊地武夫	福菱工業(株)代表取締役社長・白河地区経営者協会会長	
	小針健治	福島信用販売(株)代表取締役社長	
		福島県中部経営者協会会長	
	菅野英治	福島県経営者協会連合会事務局長	
		福島県経営者協会常務理事	
	高木厚保	若松ガス(株)代表取締役社長 会津地区経営者協会副会長	

第34期委員（平成10.6.20～12.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎片岡正彦	弁護士	
	○鈴木芳喜	弁護士	
	相良勝利	福島大学経済学部教授	
	瀬戸清彦	(財)福島県産業振興センター理事長	
	野地仲	公認会計士	
労働者委員	沖野光雄	私鉄福島交通労働組合執行委員長・連合福島副会長	
	鈴木盛夫	全電通福島県支部執行委員長・連合福島副会長	
	高橋雄次	富士通労働組合会津支部執行委員長・連合福島副会長	
	廣嶋良助	ゼンセン同盟福島県支部長・連合福島副会長	
	和合正義	連合福島会長	
使用者委員	金成通之	(株)勿来製作所代表取締役・いわき地区経営者協会監事	
	菊地武夫	福菱工業(株)代表取締役社長・白河地区経営者協会会長	
	小針健治	福島信用販売(株)代表取締役社長	
		福島県中部経営者協会会長	
	菅野英治	福島県経営者協会連合会専務理事	
	高木厚保	若松ガス(株)代表取締役社長 会津地区経営者協会副会長	

第35期委員（平成12.6.20～14.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎片岡正彦	弁護士	
	○鈴木芳喜	弁護士	
	相良勝利	福島大学経済学部教授	
	瀬戸清彦	(元福島県商工労働部長)	
	野地仲	公認会計士	
労働者委員	沖野光雄	私鉄福島交通労働組合執行委員長・連合福島会長代行	
	影山道幸	全日通労働組合福島県支部執行委員長 連合福島副会長	
	高橋雄次	富士通労働組会津支部執行委員長・連合福島副会長	
	廣嶋良助 和合正義	ゼンセン同盟福島県支部長・連合福島副会長 連合福島会長	
使用者委員	金成通之	(株)勿来製作所代表取締役会長 いわき地区経営者協会監事	
	菊地武夫	福菱工業(株)代表取締役社長・白河地区経営者協会会長	
	小針健治	福島信用販売(株)代表取締役社長 福島県中部経営者協会会長	
	菅野英治	福島県経営者協会連合会専務理事	
	高木厚保	若松ガス(株)代表取締役会長・会津地区経営者協会副会長	

第36期委員（平成14.6.20～16.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎片岡正彦	弁護士	
	○鈴木芳喜	弁護士	平15.12.16 会長代理辞任 平15.12.21 辞任
	○相良勝利	福島大学経済学部教授	平15.12.16 会長代理就任
	菅家節子	公認会計士	
	瀬戸清彦 本田哲夫	(元福島県商工労働部長) 弁護士	平16.1.22 任命
労働者委員	沖野光雄	私鉄福島交通労組特別執行委員・連合福島副会長代行	
	影山道幸	全日通労働組合福島県支部執行委員長 連合福島副会長	
	高橋雄次	富士通労働組会津支部執行委員長・連合福島副会長	
	廣嶋良助 和合正義	UIゼンセン同盟福島県支部長・連合福島副会長 連合福島会長	
使用者委員	金成通之	(株)勿来製作所代表取締役会長 いわき地区経営者協会監事	平15.11.30 辞任
	菊地武夫	東北ガス(株)代表取締役社長・白河地区経営者協会会長	
	小針健治	福島信用販売(株)代表取締役社長 福島県経営者協会連合会会長	
	菅野英治	福島県経営者協会連合会専務理事	
	高木厚保 鈴木安利	若松ガス(株)代表取締役会長・会津地区経営者協会副会長 呉羽環境(株)代表取締役社長	平16.1.22 任命

第37期委員（平成16.6.20～18.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎相良勝利	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	
	○本田哲夫	弁護士	
	菅家節子	公認会計士	
	新開文雄	弁護士	
	箱木禮子	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	
労働者委員	沖野光雄	私鉄福島交通労働組合特別執行委員・連合福島参与	平16.10.31 辞任
	影山道幸	全日通労働組合福島県支部執行委員長・連合福島副会長	
	廣嶋良助	UIゼンセン同盟福島県支部長・連合福島副会長	平16.12.27 任命
	樋口正	松下電器産業労働組合特別中央執行委員 連合福島事務局長	
使用者委員	物江一志	東北電力労働組合福島県本部委員長・連合福島会長代行	平17.6.24 辞任
	根本喜代江	東北ガスデーンレイバーユニオン書記長・連合福島執行委員	
	菊地武夫	東北ガス(株)取締役会長	
	木村宏一	会津乗合自動車(株)代表取締役社長	平17.8.9 任命
	小針健治	福島信用販売(株)代表取締役会長 福島県経営者協会連合会会長	
	菅野英治	福島県経営者協会連合会専務理事	
	鈴木安利	呉羽環境(株)代表取締役社長	
	唐橋幸市郎	ほまれ酒造(株)代表取締役社長	

第38期委員（平成18.6.20～20.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎相良勝利	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	
	○本田哲夫	弁護士	
	菅家節子	公認会計士	
	新開文雄	弁護士	
	箱木禮子	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	
労働者委員	影山道幸	全日通労働組合福島県支部執行委員長・連合福島副会長	
	高橋徳男	エフ・ティ・ティ労働組合東北総支部福島分会長・連合福島会長代行	
	根本喜代江	東北ガスデーンレイバーユニオン書記長・連合福島執行委員	
	樋口正	松下電器産業労働組合特別中央執行委員・連合福島事務局長	
使用者委員	平野準一	東北電力労働組合福島県本部委員長・連合福島副会長	
	唐橋幸市郎	ほまれ酒造(株)代表取締役社長	
	佐藤卓也	福島県経営者協会連合会事務局長	
	鈴木安利	(株)クレハ環境相談役	
	福井邦顕	日本全薬工業(株)代表取締役社長	
	森岡幸江	(株)辰巳屋代表取締役社長	

第39期委員（平成20.6.20～22.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎本 田 哲 夫	弁護士	
	○箱 木 禮 子	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	
	伊 藤 宏	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	
	菅 家 節 子	公認会計士	
	新 開 文 雄	弁護士	
労働者委員	影 山 道 幸	全日通労働組合福島県支部執行委員長・連合福島事務局長	平 21. 7.31 辞任
	富 永 信 明	UIゼンセン同盟福島県支部長	
	根 本 喜代江	東北ケーズデンキレバニエオン書記長・連合福島執行委員	平 21.10.1 任命
	樋 口 正	松下電器産業労働組合元特別中央執行委員 連合福島参与	
平 野 準 一	東北電力労働組合福島県本部委員長・連合福島副会長		
	渡 邊 いづみ	UIゼンセン同盟福島県支部参与・連合福島副事務局長	
使用者委員	唐 橋 幸市郎	ほまれ酒造(株)代表取締役社長	
	佐 藤 卓 也	福島県経営者協会連合会事務局長	
	鈴 木 安 利	いわき経営者協会顧問	
	福 井 邦 顕	日本全薬工業(株)代表取締役社長	
	森 岡 幸 江	(株)辰巳屋代表取締役社長	

第40期委員（平成22.6.20～24.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎本 田 哲 夫	弁護士	
	○新 開 文 雄	弁護士	
	伊 藤 宏	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	
	菅 家 節 子	公認会計士	
	箱 木 禮 子	国立大学法人福島大学名誉教授	
労働者委員	石 原 浩 二	東北電力労働組合福島県本部委員長・連合福島副会長	平 22.11.30 辞任
	富 永 信 明	UIゼンセン同盟福島県支部長	
	影 山 道 幸	(全日通労働組合福島県支部特別執行委員)・連合福島会長	平 23. 2. 1 任命
	国 分 しのぶ	電機連合三菱電機労働組合郡山支部副執行委員長	
	鈴 木 三 男	UIゼンセン同盟福島県支部長	
	渡 邊 いづみ	UIゼンセン同盟福島県支部常任顧問・連合福島副事務局長	
使用者委員	唐 橋 幸市郎	ほまれ酒造(株)代表取締役社長	
	佐 藤 卓 也	福島県経営者協会連合会理事・福島経営者協会専務理事	
	鈴 木 安 利	(株)クレハ環境相談役・いわき経営者協会顧問	
	福 井 邦 顕	日本全薬工業(株)代表取締役会長	
	森 岡 幸 江	(株)辰巳屋代表取締役社長	

第41期委員（平成24.6.20～26.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎新開文雄 ○伊藤宏 今野明子 箱木禮子 平石典生	弁護士 国立大学法人福島大学経済経営学類教授 公認会計士 国立大学法人福島大学名誉教授 弁護士	
労働者委員	石原浩二 国分しのぶ 鈴木三男 田母神正広 横山まゆみ	東北電力労働組合福島県本部委員長・連合福島副会長 電機連合三菱電機労働組合郡山支部副執行委員長 UAゼンセン福島県支部長・連合福島副会長 運輸労連福島県連合会執行委員長・連合福島副会長 JAM南東北女性協議会副議長 連合福島男女平等推進委員会副委員長	
使用者委員	唐橋幸市郎 北川美和 佐藤卓也 豊田和夫 森岡幸江	ほまれ酒造株式会社取締役会長・福島県経営者協会連合会理事 福島県経営者協会連合会専務理事 福島県経営者協会連合会理事・福島経営者協会専務理事 常磐興産株式会社常務取締役社長室長・いわき経営者協会副会長 株式会社辰巳屋代表取締役社長・福島経営者協会常任理事	

第42期委員（平成26.6.20～28.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎伊藤宏 ○平石典生 吉高神明 駒田晋一 今野明子	国立大学法人福島大学経済経営学類教授 弁護士 国立大学法人福島大学経済経営学類教授 弁護士 公認会計士	
労働者委員	石原浩二 国分しのぶ 鈴木三男 田母神正広 横山まゆみ	東北電力労働組合福島県本部委員長・連合福島副会長 電機連合三菱電機労働組合郡山支部書記長 UAゼンセン福島県支部長・連合福島副会長 全日本運輸産業労働組合福島県連合会執行委員長 連合福島副会長 JAM日立オートモティブシステムズ労働組合 第3支部執行委員・連合福島男女平等推進委員会代表幹事	
使用者委員	穴澤耕二 北川美和 佐藤卓也 豊田和夫 永山忍 星逸朗	福島県経営者協会連合会理事 (一社)会津地区経営者協会専務理事 福島県経営者協会連合会専務理事 福島県経営者協会連合会理事・福島経営者協会専務理事 常磐興産株式会社常務取締役・いわき経営者協会副会長 郡山運送株式会社代表取締役会長・福島県中部経営者協会理事 福島県経営者協会連合会専務理事兼事務局長 福島県中部経営者協会専務理事兼事務局長	平26.7.17 辞任 平26.8.18 任命

第43期委員（平成28.6.20～30.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎伊藤 宏	国立大学法人福島大学経済経営学類教授・理事・副学長	
	○平石 典生	弁護士	
	吉高神 明	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	
	駒田 晋一	弁護士	
	楨 裕康	弁護士	
労働者委員	坂路 芳知	アネスト岩田労働組合福島支部長・JAM南東北執行委員長	
	鈴木 三男	UAゼンセン福島県支部長・連合福島副会長	
	高橋 由紀子	富士通アイソテック労働組合執行委員	
	田母神 正広	運輸労連福島県連合会執行委員長・連合福島副会長	
	八巻 由美	福島市役所職員労働組合副執行委員長・自治労福島県本部中央執行委員	
使用者委員	穴澤 耕二	福島県経営者協会連合会理事・(一社)会津地区経営者協会専務理事	
	石山 純恵	(株)クリフ代表取締役	
	小泉 長平	磐城通運(株)取締役総務部長	
	永山 忍	郡山運送(株)代表取締役会長・福島県中部経営者協会理事	
	星 逸朗	福島県経営者協会連合会専務理事兼事務局長 福島県中部経営者協会専務理事兼事務局長	

第44期委員（平成30.6.20～令和2.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎平石 典生	弁護士	
	○吉高神 明	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	
	駒田 晋一	弁護士	
	二瓶 優子	特定社会保険労務士	
	楨 裕康	弁護士	
労働者委員	泉野 敦志	UAゼンセン福島県支部次長	令元.10.31 辞任
	遠藤 和也	東北電力労働組合福島県本部委員長 福島県電力総連会長・連合福島副会長	
	大越 香代子	東芝照明プレジジョン労働組合中央執行委員	
	坂路 芳知	アネスト岩田労働組合福島支部長・JAM南東北執行委員長	
	八巻 由美	福島市役所職員労働組合副執行委員長・自治労福島県本部中央執行委員	
	飛田 博之	UAゼンセン福島県支部長・連合福島副会長	令2.1.1 任命
使用者委員	穴澤 耕二	福島県経営者協会連合会理事 (一社)会津地区経営者協会専務理事	
	石山 純恵	(株)クリフ代表取締役	
	千歳 芳雄	アルパインマニュファクチャリング(株)顧問 いわき経営者協会相談役	
	永山 忍	郡山運送(株)代表取締役会長・福島県中部経営者協会理事	
	星 逸朗	福島県経営者協会連合会専務理事兼事務局長 福島県中部経営者協会専務理事兼事務局長	令2.2.24 死亡

第45期委員（令和2.6.20～4.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎平石典生	弁護士	
	○吉高神明	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	
	駒田晋一	弁護士	
	二瓶優子	特定社会保険労務士	
	楨裕康	弁護士	
労働者委員	遠藤和也	東北電力労働組合福島県本部委員長	令3.10.28 辞任
	大越香代子	東芝プレジジョン労働組合福島支部副執行委員長	
	菅野恵	トヨタカローラ福島労働組合執行委員	
	坂路芳知	アネスト岩田労働組合福島支部長・JAM南東北執行委員長	
	飛田博之	UAゼンセン福島県支部長・連合福島副会長	令3.10.28 辞任
	大槻光政	東北電力労働組合福島県本部委員長 福島県電力総連会長・連合福島副会長	令4.1.1 任命
	荒川聡	UAゼンセン福島県支部長・連合福島副会長	令4.1.1 任命
使用者委員	穴澤耕二	(一社)会津地区経営者協会専務理事 福島県経営者協会連合会理事	
	石山純恵	(株)クリフ代表取締役	
	板橋正治	福島県経営者協会連合会専務理事兼事務局長 福島県中部経営者協会専務理事	
	千歳芳雄	いわき経営者協会相談役	
	永山忍	郡山運送(株)代表取締役会長・福島県中部経営者協会理事	

第46期委員（令和4.6.20～6.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎駒田晋一	弁護士	
	○吉高神明	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	
	二瓶優子	特定社会保険労務士	
	楨裕康	弁護士	
	吉田佳世子	弁護士	
労働者委員	荒川聡	UAゼンセン福島県支部長・連合福島副会長	
	大越香代子	東芝プレジジョン労働組合福島支部副執行委員長	
	大槻光政	東北電力労働組合福島県本部委員長 福島県電力総連会長・連合福島副会長	
	菅野恵	トヨタカローラ福島労働組合執行委員・連合福島執行委員	
	高原英二	日ピス福島労働組合執行委員長 JAM南東北福島県連絡会会長・連合福島副会長	
使用者委員	穴澤耕二	(一社)会津地区経営者協会専務理事・アドバイザーフェロー 福島県経営者協会連合会理事	
	石山純恵	(株)クリフ代表取締役	
	板橋正治	福島県経営者協会連合会専務理事兼事務局長 福島県中部経営者協会専務理事	
	黒川明彦	(株)タイヘイドライバーズスクール取締役・顧問	
	小林文紀	(株)福豆屋専務取締役	

第47期委員（令和6.6.20～8.6.19）

区分	氏名	在職当時の職業	摘要
公益委員	◎榎 裕 康	弁護士	令7.3.31 辞任 令7.6.1 任命
	○吉 田 佳世子	弁護士	
	北 目 哲 郎	弁護士	
	二 瓶 優 子	特定社会保険労務士	
	長谷川 珠 子	福島大学行政政策学類教授	
	中 里 真	福島大学行政政策学類准教授	
労働者委員	荒 川 聡	UAゼンセン福島県支部長・連合福島副会長	令6.10.24 辞任 令7.1.1 任命
	大 越 香代子	連合福島参与	
	大 槻 光 政	東北電力労働組合福島県本部委員長 福島県電力総連会長・連合福島会長代行	
	高 原 英 二	日ピス福島労働組合執行委員長 JAM南東北福島県連絡会会長・連合福島副会長	
	星 里 菜	UAゼンセン ダイユーストユニオン中央執行副委員長	
	井 上 正 克	UAゼンセン福島県支部長・連合福島副会長	
使用者委員	石 塚 治 志	(一社)会津地区経営者協会参与・労務相談室主幹	令6.10.15 辞任 令7.1.1 任命
	石 山 純 恵	(株)クリフ代表取締役	
	板 橋 正 治	福島県経営者協会連合会専務理事兼事務局長 福島県中部経営者協会専務理事	
	小 林 文 紀	(株)福豆屋専務取締役	
	船 生 秀 文	北都オーディオ(株)代表取締役	
	石 川 格 子	東陽電気工事(株)代表取締役社長	

3 歴代事務局長名簿

代 別	期 間	氏 名	代 別	期 間	氏 名
初代	自 昭22. 2. 15 至 昭22. 5. 25	中山春男	14代	自 昭51. 6. 1 至 昭53. 3. 31	丹冶金一
2代	自 昭22. 6. 30 至 昭27. 1. 25	藤沢和夫	15代	自 昭53. 4. 1 至 昭56. 3. 31	永山昭夫
局長心得	自 昭27. 1. 26 至 昭28. 1. 18	山野 実	16代	自 昭56. 4. 1 至 昭59. 3. 31	草野福重
3代	自 昭28. 1. 19 至 昭31. 10. 31	阿部伴七	17代	自 昭59. 4. 1 至 昭60. 3. 31	鳩原 剛
4代	自 昭31. 11. 1 至 昭32. 10. 31	山中重夫	18代	自 昭60. 4. 1 至 昭61. 3. 31	古川丈孫
5代	自 昭32. 11. 1 至 昭37. 3. 31	渋川 努	19代	自 昭61. 4. 1 至 昭62. 3. 31	渡辺 寛
6代	自 昭37. 4. 1 至 昭39. 7. 15	新城文武	20代	自 昭62. 4. 1 至 昭63. 3. 31	瀬戸清彦
7代	自 昭39. 7. 16 至 昭41. 7. 15	深見秀雄	21代	自 昭63. 4. 1 至 平元. 3. 31	高橋貞夫
8代	自 昭41. 7. 16 至 昭43. 7. 24	八島英吉	22代	自 平元. 4. 1 至 平2. 3. 31	丸山 稔
9代	自 昭43. 7. 26 至 昭44. 3. 31	吉野 朗	23代	自 平2. 4. 1 至 平5. 3. 31	佐藤家治
10代	自 昭44. 4. 1 至 昭45. 6. 30	佐藤宗光	24代	自 平5. 4. 1 至 平6. 3. 31	門馬徳美
11代	自 昭45. 7. 1 至 昭46. 7. 14	山吉義男	25代	自 平6. 4. 1 至 平8. 3. 31	遠藤 剛
12代	自 昭46. 7. 15 至 昭49. 3. 31	日向英寿	26代	自 平8. 4. 1 至 平9. 3. 31	岡本光正
13代	自 昭49. 4. 1 至 昭51. 5. 31	吉成敬三	27代	自 平9. 4. 1 至 平11. 3. 31	箱崎義家

代 別	期 間	氏 名	代 別	期 間	氏 名
28代	自 平11. 4. 1 至 平12. 3. 31	遠藤征一郎	38代	自 平25. 4. 1 至 平26. 3. 31	玉井 章
29代	自 平12. 4. 1 至 平14. 3. 31	宮川千治	39代	自 平26. 4. 1 至 平27. 3. 31	清野隆彦
30代	自 平14. 4. 1 至 平16. 3. 31	山崎 司	40代	自 平27. 4. 1 至 平28. 3. 31	佐久間弘之
31代	自 平16. 4. 1 至 平17. 3. 31	斎藤幸夫	41代	自 平28. 4. 1 至 平29. 3. 31	熊川恵子
32代	自 平17. 4. 1 至 平18. 3. 31	佐藤長久	42代	自 平29. 4. 1 至 平30. 3. 31	中村修二
33代	自 平18. 4. 1 至 平20. 3. 31	岩下哲雄	43代	自 平30. 4. 1 至 令 2. 3. 31	高荒由幾
34代	自 平20. 4. 1 至 平21. 3. 31	横井孝夫	44代	自 令 2. 4. 1 至 令 3. 3. 31	小笠原敦子
35代	自 平21. 4. 1 至 平22. 3. 31	藤原良一	45代	自 令 3. 4. 1 至 令 5. 3. 31	吉成宣子
36代	自 平22. 4. 1 至 平24. 3. 31	今泉秀記	46代	自 令 5. 4. 1 至 令 6. 3. 31	岡崎拓哉
37代	自 平24. 4. 1 至 平25. 3. 31	鈴木千賀子	47代	自 令 6. 4. 1 現 在	長根由里子